平 成 2 9 年 第 4 回 (定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録

> 平成29年12月6日 平成29年12月8日 平成29年12月13日

> > 議会事務局

目 次

第 1 号(12 月 6 日)

議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
出 席 議 員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
欠 席 議 員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開会・開議宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
町長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 61号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第 62号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
議案第 63号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
議案第 64号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
議案第 65号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第 66号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
議案第 67号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
議案第 68号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
散 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第 2 号(12 月 8 日)	
議 事 日 程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
出 席 議 員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
欠 席 議 員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
開 議 宣 言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9番 議員 田原 重美・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
14番 議員 今村 桂子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1番 議員 児玉 求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
散 会	46

第 3 号(12 月 13 日)

議	事	日		程	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
本目	日の会	会議	に	付	し	た	事	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
出	席	議		員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
欠	席	議		員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
議会	会事務	务局	職	員	Щ	席	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
説明	月のた	こめ	出	席	し	た	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
開	議	宣		言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
議第	常第	6	1	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	49
議第	常第	6	2	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
議第	常第	6	3	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
議第	常第	6	4	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
議第	常第	6	5	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
議第	客第	6	6	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
議第	客第	6	7	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
議第	客第	6	8	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
発請	養第		1	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
発請	養第		2	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	63
委員	皇会 0)閉	会	中	D	継	続	調	査	に	つ	١V	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	63
議員	員の∜	能遣	に	つ1	<i>(</i>)	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
閉	会					•	•	•	•	•	•			•		•	•					•	•							•	•			•	•	•				66

平成29年 第4回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成29年12月6日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成29年12月6日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 町長諸報告

日程第 4 議案第61号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について

日程第 5 議案第62号 須恵町税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第63号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第64号 志免町町道路線認定の承諾について

日程第 8 議案第65号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)

日程第 9 議案第66号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第67号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第68号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 町長諸報告

日程第 4 議案第61号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について

日程第 5 議案第62号 須恵町税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第63号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第64号 志免町町道路線認定の承諾について

日程第 8 議案第65号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)

日程第 9 議案第66号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第67号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第68号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	志
3番	白	水	勝	元	5番	三	角	栄	重
6番	田	ノ _	Ŀ	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11 番	原	野	敏	彦
12番	三	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15番	三	角	良	人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局	長	抬	松	良	徳	係	長	船	井	智	枝	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

説明のため出席した者の職氏名

町			長	中	嶋	裕	史	副		町		長	平	松		秀	_
教	官	Ĩ	長	安	河	内 文	彦	総	務	課	理	事	満	行			誠
上下	下水道	道課3	里事	石	井	浩		健儿	隶福	祉	課理	事	小	林	は	つ	み
住	民	課	長	梅	野	-	猛	子。	ども	教	育課	長	御	手	洗	文	生
税	務	課	長	合	屋	浩		地	域拮	長	具課	長	稲	永		勝	章
健月	表 福	祉課	長	長	澤	義	_	都	市	整 掮	前課	長	甲	木		圭	
上-	下水	道課	是長	世	利	昌	信	ま	ちづ	5 <	り誤	是是	平	Щ		幸	治
社会	会教	育課	是長	吉	JII	聡	士	会	計	管	理	者	今	泉		俊	裕
総務	务課制	果長補	#佐	諸	石	•	豊	監	查	į	委	員	百	田		清	

午前10時00分開会

〇議長(三角 良人) おはようございます。

今年は秋がなくて、急に冬になったような状態でございます。先日の報道によりますと、インフルエンザのワクチンが不足しているということでございます。特に感染力が強いので、かかった場合は本人じゃなく他人に迷惑かけます。皆さん、養生してください。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思いますのでよろしくお願いします。

ただいまから平成29年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長(原野 敏彦) おはようございます。

平成29年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

去る11月27日午前10時より議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議・検討を いたしました。

今回提出された案件は、議案が8件、議員提出議案が2件でございます。

会期は、本日12月6日から12月13日までの8日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会6件、文教厚生委員会1件、予算審査特別委員会 2件で、11日の各常任委員会前の午前9時半より工事現場視察を行います。

一般質問は12月8日午前9時から行い、終了後全員協議会を特別会議室において開催いたします。 12月13日、最終本会議では、議案8件と議員提出議案2件の採決を行うようにいたしております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長(三角 良人) 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月13日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を、本日から12月 13日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長(三角 良人) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番議員、6番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長(三角 良人) 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

〇町長(中嶋 裕史) 諸報告を申し上げます。

その前に、29年度の第4回の定例会を招集いたしましたところ、全員御出席のもとに、師走の忙 しい中御出席をいただきまして、本当にありがとうございました。

人事院勧告に伴う給与等改定について

それでは、諸報告を申し上げますが、この報告書によりますと、総務課の人事院勧告。これが8番目になっておりますが、これを1番目に繰り上げたいということで、あと順次繰り下げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

人事院勧告に伴う給与改定についての総務課の諸報告でございますが、人事院のほうは、平成29年8月の8日、国家公務員の給与改定について国会及び内閣に勧告をいたしておりまして、政府は、人事院勧告のとおり実施を閣議決定いたしております。

衆議院解散後召集されました特別国会では、人事院勧告に基づいた国家公務員の給与に関する改正が審議されておりますが、改正法の成立が12月にずれ込んでおり、このことについては、総務副大臣から、地方公務員の給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待って行うべきであるというふうに通知が来ておりますので、以上のことから、町議会議員報酬、特別職報酬、一般職の給与条例の改正につきましては、例年、12月に議会提出しているところでございますが、今回は、次の議会、いわゆる臨時会か定例会、定例会ですと3月ということになりますが、させていただきたいと思っておりますので、その旨よろしくお願いいたします。

須恵町オープンイノベーションセンターSUENOBAについて

次に、須恵町オープンイノベーションセンターSUENOBAについて御報告を申し上げます。

須恵中央駅前に建設しておりました須恵町オープンイノベーションセンターSUENOBAが完成をいたしております。11月の13日に開所式を開催いたしました。開所式には、議会、それから企業クラブ、商工会、それからワーキンググループメンバー、それから株式会社SUENOBAの関係者、約50名の参加をいただきました。

この施設は、国の補助金、地方創生加速化交付金により建設したもので、株式会社SUENOBA 事務所、また、町内企業・事業者の共同オフィス、会議室や研修室、セミナー会場や展示会場として 使用していただきたいと思っております。

今後は、株式会社SUENOBAが主となり、須恵町企業版地方創生事業に挑戦してまいります。 まずは、町内事業者のさまざまな支援を行って、さらには町内外のSUENOBA会員を募り、福岡 都市圏への進出支援及びビジネスチャンスを支援してまいりたいと思っております。

事業協同組合の設立や会員の定着など、軌道に乗るまではしばらくかかると思いますが、今後とも 議員各位の御理解をよろしくお願い申し上げます。

平成32年度次期学習指導要領に向けた取り組みについて

次に、32年度の次期学習指導要領に向けた取り組みについて申し上げます。

平成32年度から次期学習指導要領が完全実施されることで、小学校に外国語が必須教科となります。5年、6年生は外国語の授業、3年生、4年生は外国語活動が取り入れられることとなります。

この外国語科導入の移行措置といたしまして、本町では本年度から3カ年の計画で、須恵第2小学校を外国語教育推進モデル校として指定し、外国語科に向けた研究を重ねて、平成32年にはスムーズに実施できるよう体制づくりをいたしております。

外国語科がふえることで、現在の授業時数に年間70時間の授業及び外国語活動の時数確保が必要 となってまいります。

この年間70時間という授業実施のために、現在も行っております土曜出校日をさらに数日ふやし、 実施することになりますが、このため、長期休暇期間中の出校日の取り扱いが変更になるために、教 育委員会と学校において協議してまいりたいと思っております。決まり次第、また、お知らせをした いというふうに思います。

第3学童保育所施設整備工事について

次に、第3小学校の学童保育所整備工事についてでございますが、11月16日の入札会で工事業者が決定いたしました。工期を11月の22日から翌年1月末までの工事となります。この工事は、国庫補助である子ども子育て支援交付金と福岡県放課後児童クラブ設置促進事業補助金により、補助対象事業として実施するものでございます。

工事概要といたしましては、総工費は約1,900万円、補助基準額が上限の1,200万円で、国、県それぞれ補助率3分の1となっております。

工事内容は、これまで保育所として使っておったわけでございますが、乳幼児が利用していた別棟 教室の幼児用のトイレを解体いたしましてフローリングにいたします。これによって、部屋が最大限 使えるようになります。そして、トイレを小学生が利用できるよう外側に張り出して設置をいたした いと思っております。

また、本館棟につきましては、昭和61年建築で約30年経過いたしておりますので、廊下の板張りに傷が入っているというようなことで、それと、事務室の廊下の一部を張りかえをいたします。完成後速やかに移動し、学童保育を実施することといたしております。

第3学童保育所につきましては、第3小学校の空き教室等を利用しておりますが、年々、学童保育 所のニーズが高まり、低学年を中心に申し込み者がふえております。待機児童を出すほどになってお ります。

この移動措置を取ることで、施設規模が拡大され待機児童解消につながるものと期待しているところでございます。

須恵第三小学校屋根防水・外壁改修工事について

次に、第三小学校屋根防水、外壁改修についてございます。

須恵第三小学校は平成5年に開校いたしまして、建築後24年が経過いたしております。大規模改造工事の対象に当たりますが、平成になって建設された施設でありまして、施設美化に努めていただいており、劣化が少なく大規模改修とまではいかないものの、天井からの雨漏り、外壁の剥離等があり落下の危険性があります。

この時期に改修することで、施設の長寿命化が図られます。今回の工事は、予防保全的改修と考え、 外壁修繕及び屋根防水工事を平成30年度から3カ年計画で、長期休暇期間中を利用して実施することといたしております。

総工費は、概算でありますが約2億5千500万円ほどかかる予定でございます。

住民基本台帳人口2万8,000人達成について

次に、住民基本台帳の2万8,000人達成についてでございますが、住民基本台帳人口が2万8,000人を達成いたしました。順調に、今、伸びておりまして、11月10日に須恵町総合計画の将来目標人口の2万8,000人に達成をいたしました。

記念すべき2万8,000人目は、出生届けによる赤ちゃんで、上須恵区の爰野叶成君でありました。ささやかではありますがセレモニーを行い、2万8,000人目の証明書と記念品ということで養生みそセット、いわゆる陶翔窯のみそ壺も含んでおるわけですが、それを贈らせていただいております。

記念すべき赤ちゃんの叶成君の健やかな成長と御家族の御多幸を心からお祈り申し上げます。

平成27年国勢調査の結果速報では、福岡県内では16の市町村で増加、44の市町村で減少いたしております。須恵町は、数少ない増加市町村の中にありまして、人口増加率は、県内で5番目4.72%増でございました。

人口増加率、これは、議員各位を初め区長及び町民各位の魅力ある地域づくりの成果であり、町が 行いました子育て支援、福祉、教育、インフラ整備等の定住促進政策が功を奏した結果だというふう に思っております。

今後とも、町民の皆様には、さらなる人口増を目指して、元気ある須恵町づくりに着実に、堅実に 進めてまいりたいというふうに思っております。

国保制度改革の現状報告と今後のスケジュールについて

次に、来年の4月から施行されます国民健康保険制度改革の現状報告と今後のスケジュールについ

て報告いたします。

国保財政の構造的な問題を解決するために、来年の4月から県が財政運営の主体となる、制度始まって以来の大きな改革が行われます。県は、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払う保険給付費等交付金により、国保財政の入りと出を、国保特別会計を設置し管理することになります。

また、市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収入率に基づき保険料率を定め、保険料を賦課、徴収し、国保事業費納付金を納めることになります。

11月下旬、その納付金及び標準保険料率の第1回算定結果が県から示されました。この算定結果は、平成30年度から公費拡充を反映させ、算定に必要な各種係数を国が仮に示したものを参考にしたものであります。

また、制度改正により、平成30年度国保事業納付金被保険者1人当たりの金額が、平成28年度を納付金ベースに直した場合の金額より大きかった場合は、抑制する措置、いわゆる激変緩和措置の方向性も、国の公費及び県繰入金を投じて行う方向でございます。国が確定係数を示して、最終的な算定結果を県が示すのは来年の1月初旬となります。もう1カ月ぐらいの予定でございます。

算定結果を踏まえまして、平成30年度の国保事業納付金を納めるために、須恵町国保健康保険の 税率をどのようにするか国保運営協議会に諮り、その結果を参考に、次の3月議会に国保税条例の改 正を提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

みそづくり教室の終了について

最後に、みそづくり教室の終了についてでございますが、昭和54年、全国でも珍しく食からの健 康づくりを政策に取り入れた健康課を新設いたしました。

町民皆様には、安心・安全な食を自分の手でつくっていいただくための事業の一つとして、昭和 6 1 年から皿山公園の所に農産加工センターを建てて、みそづくり教室を始めました。町民皆様には、 麹をつくるところから携わっていただき、3日間で仕込みみそをつくり、自宅で発酵・熟成していた だくという教室でございます。

このみそづくり教室は、30年以上手づくり養生みそとして、皆様に大変愛されておりますが、健康課発足当初の自分でみそをつくるという目的は達成したと思われますので、本年度で終了させていただくことにいたしました。

11月広報にも掲載し周知徹底しておるところでございますが、今日まで教室で学ばれたことを生かし、家庭で簡単にみそづくりができるよう、本年度より麹の予約販売も開始いたしております。今後は、麹のみでなく仕込みみその販売も予定しておりますので、ぜひ、御家庭で熟成させて、オリジナルなみそをつくっていただきますようお願い申し上げます。

また、初めてつくられる方にはレシピをお渡しし、手軽にできるように保健センター調理室で、食

生活改善事業として、みそづくり教室を考えております。従来どおり養生みそとしては、地域活性化センターの中の自然食販売所等で米・麦・合わせの3種類を販売いたす予定でございます。長年の事業について御協力ありがとうございました。

先日、12月の1日、2日で町イチ、村イチというのが東京国際フォーラムで開催されましたが、 うちが持って行った養生みそのこの3種類は、1日の午後7時まで販売ですが、3時にはもう完売し たということで、隣が志免町でしたが、志免町の分も売ってやろうということで、志免町まで完売し ましたが、篠栗の分はそこまでいきませんで、篠栗は売れ残ったということでございますが、非常に 早くうちのほうは売れてしまった。うちはみそだけしか持って行っとらんやったんですけど、早く売 れてどうしようもないような状況でございました。

以上、報告終わります。

○議長(三角 良人) これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案の時にあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。松山君。

○議員(7番 松山 力弥) 今、町長の報告を受けたけど、まずもって住民課の報告でございますけども、2万8,000人に達したことは、非常に私たちにとっても、この人口減少の中でもふえてるということで喜ばしいことと思っております。

それも、町長4期、そろそろ16年になるわけでございますけども、町長個人の問題で質問させていただきますが、今、須恵町のオープンイノベーションセンターもできたばかりでございますし、また、今、言いましたように、町長が目指した住みよいまちづくりに、それが皆さん功を奏して、この人口達成ができたと思いますけども、町長におかれましては、あと5カ月ですね。6カ月切ったわけでございますけども、これだけ町長の手腕でできたことでございますけども、5期目を目指して、また来年立候補するのか。

もし、ここでお答えができれば、できるだけの答えで結構でございますので、御答弁よろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 私事の質問の機会をいただきまして、お答えさせていただくことをほんとに光 栄に思っておりますが、本町は、私の前の町長、吉松昭幸町長の時の私が最後の特別職でございまし た。

昭幸町長が目指したのは、特別職の70歳定年制ということでございます。私、来年の4月までは69歳でございますが、5月になりましたら70歳になりますので、ちょうど区切りでございます。 昭幸町長から「お前、なるとは意外と簡単なれるぞ」と。「やめるのをなったときにいつやめるか

を考えとけ」という話でございまして、私は来年の4月をもって退任をさせていただきたいという思いを持っております。

確実に来年の4月やめるわけでございますが、これからの町政というのは、僕はアナログとデジタルで例えて、例えようが難しいかもわかりませんが、我々がやってた町政というのはアナログですよ。 歯車が回って、20と10の歯車であれば、こっちが2分の1であったら、こっちが倍動くと。

そういうふうなアナログ的なことはわかっておったわけでございますが、これから地方創生というのは見えない部分、そして、町が経営をするというふうな状況になってまいります。

これには、新しいノウハウ、そして、それに精通した、ど素人ではちょっとできないという状況がありますので、これに精通した人につなげていきたいというふうに思っておりまして、来年の4月30日をもって退任をさしていただきたい。

やめる場合は、人に聞くということじゃなくて、自分で決めるということにいたしておりますので、 以上でございます。

よろしいでしょうか。

- 〇議長(三角 良人) 松山君。
- ○議員(7番 松山 力弥) ありがとうございました。

あと残りの任期を支障のないようにつないでいただきますようお願いしまして、私の質問のお礼を 言います。ありがとうございました。

○議長(三角 良人) ほかに。――これにて質問を終結します。

日程第4. 議案第61号

○議長(三角 良人) 日程第4、議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専 決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

〇総務課理事(満行 誠) おはようございます。

議案書のほうは1ページをお願いいたします。

議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分についてでございます。 さきの9月議会では、補正予算第2号の議決をいただいところでございますが、その直後に衆議院 の解散がありまして、10月22日の衆議院議員総選挙投開票事務に係る予算が必要となりました。 しかながら、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項により、 9月28日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承 認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入支出補正予算書で御説明いたします。

まず、別冊の1ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,045万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億5,523万4,000円とするものです。

2項では、補正の款項の区分及び金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正」によります。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。14款3項県支出金委託金は850万円。これは国会議員の 選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づきまして、衆議院議員総選挙の執行に必要な経費を算定、 交付されるものです。不足分につきましては、次の18款繰越金で手当てしております。

次の3ページの歳出をお願いいたします。

2款4項総務費選挙費1,045万6,000円。衆議院議員総選挙費の予算で、内訳としましては、 投開票立会人報酬、事務従事者時間外手当、臨時雇賃金、システム改修費、選挙公報配布業務委託料、 ポスター掲示板などでございます。

以上のとおり報告をいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第61号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会 を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村 桂子君、副委員長に松山力弥君であります。

日程第5. 議案第62号

- ○議長(三角 良人) 日程第5、議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。 提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。
- ○税務課長(合屋 浩二) おはようございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、このたび須恵町税条例の精査を行い、過去からの改正の経過を見直し、適切に整備さ

れているかを検証した結果、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

次のページ3ページから10ページまでが改正分と附則で、11ページから49ページまで新旧対 照表となっております。

改正点といたしましては、現在まで、総務省通知によりかなりの量の税法改正が毎年行われ、法令の制定、改廃に伴う条文の追加、条項ずれ等の整理、改正漏れ、表記の追加・改め、誤字・脱字、句読点等の文言の整理を行っております。主なものについて新旧対照表で説明いたします。

11ページをお願いいたします。第8条徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法につきまして、次のページの第5項まで条文の追加でございます。

22ページをお願いいたします。第34条の7寄附金税額控除は、町長が別に指定するものを福岡 県税条例第20条の5の3第3号の規定に基づき、福岡県が指定したものに改め、福岡県と合致させ るための所要の規定の整備でございます。

それから、その下につきましては、他の条項でも出てまいりますが、イ・ロ・ハの表記をア・イ・ ウの表記に改めるものでございます。

45ページをお願いいたします。附則第12条の2宅地道に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例について、整備漏れの分を現行に沿うよう整備するものでございます。

49ページをお願いいたします。附則第3条による改正、81条の2日本赤十字社の所有する軽自動車税に対する軽自動車の非課税の範囲について、福岡県の非課税の範囲と合わせるための所要の規定の整備でございます。

恐れ入りますが、10ページに戻っていただきまして、附則第1条施行期日につきましては、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思いますので、よろし くお願いいたします。

以上でございます。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第62号須恵町税条例の一部を改正する 条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第63号

〇議長(三角 良人) 日程第6、議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事(満行 誠) では、議案書は50ページをお願いいたします。議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

提案理由としまして、個人情報保護法等改正法が平成29年5月30日から施行され、個人情報の 保護に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

改正内容としましては、条例中の用語の定義を明確化するとともに、人種、信条、犯罪の経歴等本 人に不利益が生じないように、新たに要配慮個人情報を規定したものでございます。

では、55ページの新旧対照表をお願いいたします。目的第1条3行目の鑑みをひらがな表記から 漢字表記へ文言の整理をしております。このような条例自体には直接影響のない改正が随所に出てま いりますが、以下、その説明は省略さしていただきます。

定義第2条では、個人情報の定義を明確化しております。第2号のアでは、氏名・生年月日、文書、図面等を示し、次のページになりますが、4行目のイでは、個人識別符号が含まれるものとしております。これは、顔認識データや指紋認識データ、旅券番号、マイナンバーなどを指しております。

第3号には、本人の人種・信条といった要配慮個人情報を新たに追加しております。以下、号ずれがありまして、第8号には、本人を用語として改めて定義しております。

第6条の個人情報取扱事務の届け出等には、追加で第7号に要配慮個人情報を、次のページになりますが、第7条の個人情報の収集の方法及び制限では、第2項でさきに定義いたしました本人を示し、第3項ではさきに追加しました定義の要配慮個人情報に言いかえます。

次のページをお願いします。 4行目になりますが、実施機関の開示義務第13条では、当該自己情報の開示につきまして、国が示したところに沿って改正しております。本文中の非開示情報につきましては、第1号以下、60ページの第7号にわたり、詳細を示しております。 60ページのものまでよろしくお願いします。

次に、下のほうになりますが、自己情報の一部開示第14条では、同様に国が示したところに沿い、ただし書きを削るなどを改正し、次のページの第2項で一部開示ができる場合を明確化しております。次のページをお願いします。62ページになります。第24条訂正等の請求の手続き第2項では、準用規定に第11条第3項を追加しております。これは代理人による開示請求になります。

第27条の2情報提供等記録の提供先等への通知では、第19条第8号に規定する紹介者、提供者への通知をここで追加しております。

次のページが最後になりますが、ここでは文言の整理でございます。

5 4ページに戻っていただきまして、附則施行期日でございます。施行期日1項、この条例は公布の日から施行する。2項には経過措置を示しております。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部 を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第64号

- ○議長(三角 良人) 日程第7、議案第64号志免町町道路線認定の承諾についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。
- ○都市整備課長(甲木 圭二) おはようございます。

議案書は64ページをお願いいたします。議案第64号志免町町道路線認定の承諾について、御説明申し上げます。

道路法第8条第4項の規定により、別紙志免町町道路線認定の承諾をしたいので、本議会の議決を 求めるものでございます。

提案理由といたしまして、道路法第8条3項の規定により、須恵町域内に志免町町道路線の認定を行うため、志免町長から承諾を求められたので、同条第4項の規定により提案するものでございます。次の65ページに位置図、認定予定箇所図を添付をしております。志免町道名田富50号線。赤色実線部が行政境でございます。起点、須恵町大字旅石68番11地先から、終点志免町田富2丁目535番9地先とする、延長120メートルの認定予定路線の内、須恵町区域内に延長49メートル、幅員4メートルの志免町所有の道路が存在しており、図示しております青色実線箇所の承諾を求めるものでございます。

なお、路線の認定がなされますと、維持管理につきましては、志免町が全て行うことになるものであります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第64号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第64号志免町町道路線認定の承諾についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第65号

○議長(三角 良人) 日程第8、議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事(満行 誠) では、議案書は66ページをお願いいたします。

議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の8ページをお願いいたします。平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億695万4,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,218万8,000円とするものです。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等々は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条では、第2表「債務負担行為補正」で追加と変更を行います。

次の9ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入になります。主なものといたしましては、13款1項国庫負担金1,604万3,000円の補正。主に歳出予算の障害者支援、自立支援給付費2,500万円の補正に対します、国庫負担2分の1。次の14款1項の県負担金802万1,000円では、4分の1の負担補正を行うものです。

14款2項県補助金2億3,011万9,000円。主に保育所等整備事業費県補助金でございます。 町の歳入を通しまして、先月開所をいたしました認定こども園明道館に同額を補助金補正するもので ございます。

15款2項財産売払収入107万円は、町有地の売払収入で、同額を歳出予算2款1項の総務管理 費で、財政調整基金へ積み立てするものでございます。

18款1項繰越金4,866万8,000円。現計予算額は1億8,400万6,000円となりまして、前年度の決算実質収支額からは、この時点で7,529万円を留保しておることになります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

全体的に職員給の補正につきまして、冒頭の町長諸報告でございましたとおり、人事院勧告に伴う 補正は、次回議会で補正予算を提出予定でございます。ここでは、当初予算算定時と4月異動後の算 定による過不足を補正しております。 既に、9月議会で2,500万円余り補正しておりますので、今回は各費目ごとに増減はございますが、合計では減額の374万円の人件費の補正としております。

それでは、歳出。人件費以外の主なものを御説明いたします。

2款1項総務管理費2,329万8,000円。オープンイノベーションセンターSUENOBAの活動助成金のほか、職員派遣15人含む九州北部豪雨支援費などが主な補正でございます。

2項町税費減額695万2,000円。人件費の増減が主ですが、町税過誤納還付金200万円が 含まれております。

3款1項社会福祉費3,204万5,000円。主に障害者支援費、自立支援給付費2,500万円、 地域活性化センターホール照明改修350万円などでございます。

2項児童福祉費2億4,866万1,000円。先ほど歳入補正の県補助金で申しました明道館に対します保育所等整備事業費補助金が主なものでございます。

4款衛生費から8款土木費までは、人件費の補正がほとんどでございます。

9款1項消防費108万円は、庁舎屋上にございます雨量観測装置が破損いたしましたので、その 購入になります。

10款教育費1,799万1,000円は、要保護、準要保護扶助費などはございますが、そのほかほとんどは職員給などの人件費の補正でございます。

12ページをお願いします。第2表の債務負担行為補正でございます。

1、追加でタブレット導入通信運搬費。期間は平成30年度から31年度まで。限度額を252万とするものです。これは来年4月から、議員さん方と同様に管理職と総務課長補佐、議案担当職員がタブレット利用を開始するための債務負担行為でございます。

次に、コミュニティバス運行事業。期間は平成30年度から32年度まで。限度額を3,750万円とするものです。現在、27年度から29年度まで今泉タクシーに業務委託しております運行事業でございます。

2、変更。広報すえ印刷製本費。本誌フルカラー化に伴う限度額の変更で、変更前1,341万7,000円を1,487万4,000円とするものです。

以上、別冊のとおり補正予算を本議会に提出するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第65号を、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成29年度須恵町一般会計補

正予算(第4号)を予算審査特別委員会に付託します。

日程第9. 議案第66号

〇議長(三角 良人) 日程第9、議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長(梅野 猛) 議案書の67ページをお願いいたします。

議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。 地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の41ページをお願いいたします。平成29年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ429万8,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を38億1,635万6,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。 今回の補正は、人件費関係のみの補正でございます。

次のページ42ページをお願いします。まず、歳入からです。8款繰入金1項他会計繰入金429万8,000円の減額補正は、給与費等繰入金の減額です。

続いて、43ページ歳出でございます。1款総務費1項総務管理費429万8,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第66号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成29年度須恵町国民健康保 険特別会計補正予算(第2号)を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第67号

○議長(三角 良人) 日程第10、議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

〇上下水道課長(世利 昌信) おはようございます。

それでは、議案書の68ページをお願いいたします。

議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。地方 自治法第218条第1項の規定により、平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2号)を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の48ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578万1,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,306万2,000円とするものでございます。 第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

49ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。6款1項繰越金、補正額578万1,000円は、収支調整により増額するものでございます。

50ページをお願いいたします。歳出です。1款1項総務管理費、補正額24万7,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額602万8,000円は、人事異動に伴う人件費及び公共枡設置増 に伴う工事請負費とマンホールポンプ修繕による需要費の増額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第67号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成29年度須恵町公共下水道 事業特別会計補正予算(第2号)を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第68号

○議長(三角 良人) 日程第11、議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

〇上下水道課長(世利 昌信) それでは、議案書の69ページをお願いいたします。

議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり

提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の55ページをお願いいたします。

第1条、平成29年度須恵町の水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第 2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第 1款第1項営業費用、補正額686万4,000円の減額は、人事異動による減額でございます。 以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- ○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を総務建設産業委員会に付託します。
- ○議長(三角 良人) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 次の本会議は、12月8日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時02分散会

平成29年 第4回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第2日) 平成29年12月8日(金曜日)

議 事 日 程(第2号)

平成29年12月8日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	宗
3番	白	水	勝	元	5番	11	角	栄	重
6番	田	ノ _	Ŀ.	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11番	原	野	敏	彦
12番	11]	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15番	111	角	良	人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

	局	長	古	松	良	徳	係	長	船	井	智	枝	ı
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

説明のため出席した者の職氏名

町			長	中	嶋	裕	史	副		町		長	平	松		秀	_
教	Ī	育	長	安	河	内 文	彦	総	務	課	理	事	満	行			誠
上	下水道	道課理	里事	石	井	浩	<u> </u>	健原	隶福	祉	課理]事	小	林	は	つ	み
住	民	課	長	梅	野		猛	子。	ども	教:	育課	長	御	手	洗	文	生
税	務	課	長	合	屋	浩	<u> </u>	地:	域払	長 興	!課	長	稲	永		勝	章
健	康 福	祉課	!長	長	澤	義	_	都	市車	き 備	請 課	長	甲	木		圭	<u> </u>
上	下水	道課	!長	世	利	昌	信	ます	ちづ	<	り課	長	平	Щ		幸	治
社	会教	育課	!長	吉	Щ	聡	士	会	計	管	理	者	今	泉		俊	裕
総	務 課	長補	住	諸	石		豊	監	査		委	員	百	田		清	$\vec{-}$

〇議長(三角 良人) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長(三角 良人) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。9番、田原重美君。

○議員(9番 田原 重美) おはようございます。9番議員、田原重美です。通告にのっとり質問をいたします。

待機児童対策は。

須恵町では、平成32年に2万8,000人を目標に掲げていましたが、本年11月10日に、 住民基本台帳人口2万8,000人を達成いたしました。町としては喜ばしいことで、人口増加 に伴い、保育園・幼稚園では大変な対応が要求されるのではないでしょうか。

幼児教育は、早目に始めて10歳ぐらいまでに基礎ができると言われています。町立幼稚園では、南幼稚園、れいんぼ一幼稚園とも、3歳児、各35名、4歳児、70名、5歳児、70名となっています。また、アザレア幼稚園では、3歳児、35名、4歳児、35名、5歳児、35名となっています。

本年10月1日に南幼稚園の運動会を見学させていただき、3歳児の遊戯に大変感動をいたしました。4月の入園から、わずか五、六カ月の教育で、これほどまでに立派な演技ができることは、先生はもちろんですが、園児たちの頑張りに感動いたしました。3歳児の教育が、いかに大切なことか、3歳児の入園希望者を、抽せん漏れを理由に入園を拒むことのないような配慮を願います。

平成30年度の募集内容です。れいんぼー幼稚園、3歳児(定員35名)に応募者50名、15名オーバー。南幼稚園、3歳児(定員35名)に応募者42名で7名オーバー。アザレア幼稚園、3歳児(定員35名)に応募者38名、3名オーバー。30年度は、3歳児、25名に抽せん漏れの結果が出ています。

町では、平成29年度、町立保育園・幼稚園、認定こども園、臨時職員、登録者募集をしています。保育士、身分、臨時保育士(常勤)、社会保険あり、パート保育士、社会保険なし。賃金、臨時(常勤)、日給8,200円(月22日勤務)、パート、時給900円(月14日勤務)。幼稚園教諭、身分、臨時幼稚園教諭(常勤)、社会保険あり、条件、幼稚園教諭の免許を有する人、賃金、日給8,200円(月22日勤務)、規定に応じて通勤手当あり。このような状態で募集してあります。

専門職の給与の規定の見直しは、保育士、幼稚園教諭について、専門職を持っている方の給与改善はできないか。保育士、幼稚園、臨時保育士、臨時幼稚園の教諭、日当8,200円は安い。パート支給900円は安い。現場で働いておられる方たちの声が挙がっています。給与増、パート賃金の見直し、ボーナスを支給してほしい。結果として給与が安いので、少しでも賃金が高いほうへ臨時職員の異動が出て職員数が足りない原因になっています。人員確保のために賃金の上乗せ以外に、保育士、幼稚園教諭の確保は難しい状況であります。何とぞ善処していただき、職員の確保に努めていただきたい。

以上です。

- 〇議長(三角 良人) 安河内教育長。
- **〇教育長(安河内文彦)** 皆さん、おはようございます。

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

第一の3歳児の抽せん漏れで入園できない子どもへの対応についてでございますが、幼稚園の申し込みは、入園を希望する園に提出します。これによって調整するわけでありますが、議員が質問要旨に書かれてありますとおり、あくまで希望でありますので、35人という定数があり、それを超えた場合は抽せんになります。

御質問の抽せんに漏れた方については、次のような対応をしております。1つ目は、他の園に空きがある場合は、情報提供をするということでございます。2番目として、申し込みをした園で、空きが出るまで待つというふうな対応が2点目でございます。3点目は、私立幼稚園を選択するということでございます。以上、3つのパターンがございます。こういった対応を教育委員会、子ども教育課で行っているところでございます。

町の方策としまして、定員超過については、本年度から定員数を「25名」から「35名」、10名ふやしたばかりでございます。それに加えて、私立の認定こども園「明道館」が開園しております。これによってさらに定員が増加になり、受け入れ体制は、以前に比べて整ってきたのではないかなと思っているところでございます。

また、この町立の施設については、他町に比べ整備・拡充に努めているところでございます。 他町は、町立の幼稚園というのは、ほとんど今減ってきておりまして少のうございます。本町では、非常にこれ充実しているということでございます。

先ほど申しました定員につきましても、1クラス35人が限度に、本年度は増員したばかりで ございますので、現在のところ、これ以上の方策は難しいかなというふうに考えているところで ございます。

2点目の専門職の給与規定の見直しにつきましては、全国的な傾向として保育士、幼稚園教諭 のなり手がない状況があるのは、御承知のとおりでございますが、その理由が、賃金の安さの問 題だけではなく、保育の大変さや責任の重さ、あるいは事故の不安等々で希望されないケースが多くあっています。とはいえ、先生がいなければ児童の受け入れができないので、常勤の臨時職員については、本年度から賃金を1,200円引き上げ、日額「7,000円」を「8,200円」にしたところであります。

非常勤、臨時職員の賃上げも検討しましたが、本人、働いている人の家庭の事情から、勤務時間の問題、それから所得制限の問題(扶養の問題)があり、賃金の引き上げは行わず、現在も時給900円のままとしております。

ちなみに、パート賃金の額は、近隣町と比較した場合、宇美町は同額の900円、粕屋町が920円、志免町が若干高く1,050円となっております。

最後に、幼稚園、保育園、関係職員の嘱託職員の給与引き上げに関しましては、他の嘱託職員 とのバランスを考え、引き上げる方向で検討協議したいと考えております。

以上でございます。

〇議長(三角 良人) 田原君。

○議員(9番 田原 重美) 3歳以上は、定員オーバーですが、4歳児に対して、れいんぼー幼稚園では、定員70名に応募者45名で、25名不足であります。南幼稚園でも、定員70名に対しまして応募者47名で、23名不足であります。このような状態で4歳児は不足が出ています。南幼稚園、れいんぼー幼稚園とも教室は満杯であると聞きました。ただ一つだけ、アザレア幼稚園では、30年度の空き教室が1部屋あると聞いております。

26年12月議会で私の質問に町長の答弁がありますので、「町立幼稚園では、4・5歳児は35人で2クラスずつ、3歳児は定員25名で1クラスの運営としています。アザレア幼稚園開設前は、3歳児保育は実施していませんでしたが、現在は、町立の全ての幼稚園で3歳児保育が実施されています。同じ町民であるのに、3歳児保育を受けられる、受けられないという差があってはいけませんので、平等化をするために、25人学級を35人学級にして対応することや、将来的には3歳児クラスをふやすことなどを検討したいと思います」という答弁をいただきました。

30年度の特例として、臨時職員の採用がなされたら、アザレア幼稚園で一つ空き教室がありますので、3歳児の追加教育ができないでしょうか。須恵町の未来に活躍できる3歳児、25名の夢を潰さず、永遠の町の発展のために頑張ってくれる子どもたちに、未来を託そうではありませんか。

国は、29年11月国会で、保育士、幼稚園教諭が足りないので、賃金を上乗せして職員の確保に向けて走り出しています。施設より人員確保が優先であります。このような状況を迎えて、 須恵町にとっても人員確保を優先するならば、賃金の見直し、パートも含めて真剣にかからなけ れば、人員確保は難しい状況であります。施設はあっても教諭不足では、保育園、幼稚園の運営はできません。町長の決断を求めます。

なお、植木の明道館では、パートの時給1,300円だそうです。

- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 御質問でございますが、子どもの数というのは、いつも同じ状況ではない わけ。今の3歳児ちゅうのは非常に少ないわけです。今度3歳児で入ってくる子、極端に多いわ けです。

我が町のピーク時、一番頂点が大体平成30年、来年度が一番子どもたちが多いんじゃないかという、人口動態集計をしているわけですけれども、それが若干、今はまだ人口の伸びが非常に多いものですから、31年ぐらいがピークになっていくんじゃないかということですが、それが1年、2年の問題でございまして、そこで投資をして教室をふやすと。それでその後は子どもが減っていくわけですから、空き教室だらけになっていくというような状況ではだめだという将来推計を出しながら、町としては教室を確保しているわけです。

今、田原議員がおっしゃったように、1クラス空いたり、4歳児が少ないものですから、4歳児の部分の教室を3歳児の特別クラスということで1教室をふやせば、それは間に合うわけでございます。本年とか来年までがそこが多いということでございますので。一応11日月曜日に、教育委員会ともその対応について具体的な話をしようというふうなことをして、今、答弁の前には、その結論が私どもが持っていないという状況でございますが、いずれにいたしましても、3歳児保育、全て受け入れが可能な状況をつくりたいということでございます。

それと、3点について、教育長のほうから申しましたように、それでも対応が不可能な場合は、 1、2、3のその状況の中で他園にお願いしたいというようなことも考えております。

そして、特にうちは保育所児が待機やないんですよね。幼稚園児が待機というところにまた厳しさがちょっとあるわけで、幼稚園については、待機で入られなければ、親が家庭で面倒を見るというものはできるわけですので、保育所とはちょっと状況が違うわけですけれども、私どもが、なぜ4歳、5歳だけを町立幼稚園に受け入れたかと。それで、3歳から私立あたりは幼稚園がありましたので、私立に行く人がたくさんおられました。当時からもですね。

なぜ3歳児を受け入れなかったかというと、世の中が女性の雇用の問題で、女性が働きには余り行っていなかったと。誰か、それから同居世帯、いわゆる三世代同居とかいうことであって、じいちゃん、ばあちゃんが面倒を見ることが可能であったというふうなことから、3歳児は、「三つ子の魂百までも」というより、やはり小さなときから、母親あるいは父親が十分に愛情を込めて家庭の中で育てるというのが、非常に大事なことやないかなと。

今、特学児、学校のですね。ものすごい数がふえています。40人学級の中で約2名、確実に

2名は障害を持った子であるというふうなデータが出ております。ということは、今までそういう須恵第一小学校が1,200人の超マンモス校でありました。そのときに特別クラス、特殊学級というのは1クラスもなかったわけです。あるでしょうがということを行政のほうから言いましても、先生のほうからないと言う。今は加速度的にものすごい数で、特学に進んでいく。それから、いわゆる療育教育、そういう人たちがものすごくふえている。原因は何かというと、わからないわけですよ。ふえているのは国もわかっているわけですよね。

だから、待機児童、待機児童ってそういうことだけを言うんじゃなくて、国がもう少し何といいますか、方向性を出していただきたい。そしてその間違った、その数がふえてきているということを是正してもらいたいというふうに、現場の私どもでは思っているわけです。

幼稚園の先生の給料、給料を上げれば来てくれるかといったら、そういうことでもないわけですよ。アザレアの幼稚園、昨年から給料を極端に上げました。7,000円を8,200円とか。べらぼうに上げたわけです。ことし、集団でやめていく人たちが出たわけですよ。ほかのところの給料が高いから、そこに行くかというと、そうでもない。だから、給料もある程度、御主人の扶養の範囲で自分も稼げればいいという、給料だけの問題でもないわけですね。

だから、その人たちはどうしても抑えにゃいかん。時給単価を上げていますので、勤めるのが 今まで10日ぐらいで働いても、主人の扶養に入られとったわけでございますけれども、もう 8日ぐらいしか働けない。扶養の範囲を超えてしまうということですから。またそこに先生を入 れにゃいかんというようなことで、幼稚園の先生の数もふえてきております。

そういうことで、今までは、その範囲内の給料でずっと10日間ぐらい勤めればよかったんですが、8日間になりますと、その2日間は別からまた加えにやいかんという状況が起こっていて、単純に給料が安いとかそういうことでは片づけられない。特に先生たちに聞きますと、管理職になりたくないというのが最大の原因ではなかろうかと思っております。

園長先生とかは、もう言うように、自分のクラスの子どもたちだけを見ておけばいいけど、管理職になりますと、園全体、保護者のクレーマー対応とか、そういったものをせにやいかんと。 そのクレーマー対応をせにやいかんというのも、先生たちは得意じゃないわけですから、そこで校長先生上がりの総園長の導入を5年ほど前にしました。

そうしたら、先生たちには大変喜んでいただきまして、もう教育に没頭すればいいというふうな話でございましたけど、なれてきますと、もうだめですね。余り意味がないというような先生たちの思いもありますし、総園長は何をしているんだというふうな言い方。だから落ち着いてきて、そういう保護者のクレーマー対策ができていたから、そういう数も減ってきたわけでございますけれども、減ってくると仕事がなくなってくるというふうなことで、必要ないような言い方になってくるわけです。

昔は、やっぱり入った以上は、最後まで勤めると、終身雇用の考え方がありましたけど、今は どんどんやめて変わっていって、いいところの職場を選んでいくような状況下にあります。それ も一つはあるわけですよね。ほかの園は、給料が欲しい人はそこの園に行って、そこのほうが時 給1,300円、明道館あたりがですね。なら明道館に行こうかというような話になりますけれ ども、御主人の扶養の範囲内での人たちは、逆に高過ぎて、勤めるのが短くなるから勤められな いというような状況もですね。

いずれにいたしましても、今回30年度は特別な状況があります。3歳児が非常にふえているというような状況もありますので、やはり言いますように、それはそれとして、須恵町にいる子どもたちは平等性がありますので、やはり平等に集団教育を受けるものが必要になってきますので、片や集団教育を受けて、片や家庭だけの教育を受ける。1年生になると、ちょっとやっぱり差が出るわけですよね。

そこのところを、できるだけ問題が起きないように、11日に検討して、そして教室もそういうふうに適当に使えるところもありますので、先生の確保についても、万全を期してやっていきたいというふうに思っております。

同じ須恵町の子どもでございますので、同じ子どものためには、同じ条件を満たしてやるというのが私のモットーでございますので、そのようにしたいというふうに思っております。

- 〇議長(三角 良人) 田原議員、3問目ですから。
- ○議員(9番 田原 重美) はい。わかっています。
- 〇議長(三角 良人) 田原君。
- ○議員(9番 田原 重美) いいですか。はい。中嶋町長は、平成14年5月に就任され、 30年4月30日に退任の発言がありました。中嶋町長は、行政改革に取り組まれ、町職員、課 の削減など組織の効率化を図られ、スリム化することで経費の削減に大いに尽くされました。そ の結果、財政調整基金も大幅にふえ、財政も豊かになっています。

町の言葉に、「子育てをするなら須恵町で、老後を暮らすなら須恵町で」という文言があります。満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、健やかな成長が図られる環境を与え、心身の発達を助長するとともに、子育てを支援する町には義務があります。

町民は、全て平等でサービスを受ける権利があります。行政の怠慢で、抽せん漏れを理由に将来の夢ある3歳児の教育を受ける権利を剥奪することがあってはなりません。行政と議会でこの問題を全員一丸となって克服していこうではありませんか。中嶋町長の決断を求めます。

最後に、中嶋町長から、11日の日に会議があるということでしたので、その結果がよい方向 に進みますようによろしくお願いします。 終わります。

- 〇町長(中嶋 裕史) 後で教育委員会のほうから報告をさせます。
- ○議員(9番 田原 重美) はい。よろしくお願いします。では、終わります。

.....

- 〇議長(三角 良人) 14番、今村桂子君。
- ○議員(14番 今村 桂子) 14番議員、今村桂子です。通告に従い、2問の質問をいたします。

1問目は、電子母子手帳の導入についての質問をいたします。

自治体に妊娠の届け出を提出すると、母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、妊娠の 経過や子どもの健康や発育の状況、予防接種の記録など、特に妊娠初期から乳幼児期までの母親 と子どもの健康を管理するために重要なものです。

この自治体から交付される母子健康手帳は、現在は紙の状態ですが、最近、母子健康手帳を電子化するサービスが出てきました。スマートフォンなどで子どもの成長記録や健診記録を管理できるよう電子化を進めたり、虐待予防や低出生体重児に対応したりとさまざまです。

子どもの予防接種は、種類が多いだけでなく、期間をあけて注射を打つものもあり把握が大変です。こんな悩みの解決に役立つのが電子母子手帳です。自治体が紙の母子手帳と併用する形で住民に提供するものが多く、アプリをダウンロードすれば、スマホやタブレットなどで利用できます。子どもの出生日を登録すると、予防接種の日程を表示し、予定日が近づくと通知が来ます。身長や体重のグラフをつくったり、写真を撮った日記などを家族で共有もできます。

神奈川県では、母子手帳とおくすり手帳の情報を一元化管理する取り組みを昨年9月に始めました。では、具体的に母子手帳を電子化すると、何がどう変わるのか。

その1、自治体から最適なタイミングで情報発信ができ、妊娠・出産・子育てを地域で支援する社会の実現をサポートします。自治体から提供される各種制度、子ども医療費助成制度、児童手当など、妊娠・育児時期に合った各種補助制度の情報や手続などのサービスの案内を自動で配信し、母親やその家族は、スマホでプッシュ通知を受け取れます。

地域で行っているイベント告知やイベント申し込み機能、アンケート募集機能もあり、子育て 関連施設、病院、幼稚園、保育園、公園、子育て施設などの検索もできます。今までの子育て情報の発信に加え、沐浴や離乳食のつくり方などの妊娠中や予防接種時など、ターゲットにとって 必要な情報を絞って送れるので、今まで届けられなかった層にもアプローチが可能となり、住民 とのコミュニケーション機会の増加、質の向上に貢献します。

その2、アラート機能で予防接種の受け忘れがなくなります。各自治体で目標になっている予防接種率の向上や接種事故の減少、接種時期、間隔、受け忘れの防止に効果的で、地域医療の利

便性向上に役立ちます。標準予防接種日、乳幼児健診の自動スケジューリング機能、受け忘れ防止、アラート機能のお知らせ、予防接種の種類と地域の予防接種可能病院の検索などができます。その3、子育て記録が共有でき、夫婦、家族の子育て参加を促します。スマホ、PCで簡単に成長記録、また災害時のバックアップにもなります。仕事と家庭の両立など忙しい子育て世代が、紙の母子健康手帳ではカバーできない部分の補助として利用できます。

厚生労働省の母子健康手帳様式などをもとに作成した「できたよ記念日」では、スマホで撮影した写真と一緒にコメントが記録でき、母親から父親、祖父母へも簡単にデータが共有できます。 家族などの周りの子育て参加が促され、母親の孤独感、不安の解消が期待できます。 万が一、母子手帳をなくしたときのバックアップとしても便利です。電子母子手帳があれば、記録をなくすことはありません。

東日本大震災では、多くの手帳が失われましたが、岩手県では、周産期医療の電子カルテ、ネットワークを持っていたため、再発行などが比較的スムーズだったそうです。また、緊急時でもスマートフォンは持っている可能性が高いと考えられるため、自治体や医療機関だけでなく、母親も必要な情報がいつでも閲覧できるので安心です。

妊娠中の体調、体重記録を自動グラフ化する機能、胎児や子どもの成長曲線、体調記録を自動 化する機能、健康診断情報、妊婦や子どもの定期検診データの記録なども便利です。

母子手帳アプリは、若い世代が安心して出産、子育てできる環境づくりを目指し、子どもの健 やかな成長に役立つ、地域に根差したサービスとして発展し続けています。導入済みの、また導 入予定の自治体は100以上で、福岡でも最近、行橋市、那珂川町が提供を開始しました。須恵 町での体制、導入は可能なのか。須恵町導入での母子手帳の導入について、お考えをお聞かせく ださい。

2問目は、健康寿命を延ばす取り組みはと、健康予防についてお尋ねをいたします。

須恵町の平均寿命と健康寿命の差は、男性1.11年、女性3.5年となっており、きょう、最新の情報をいただきましたところ、男性が9年、女性が13年となっているということでございますが、死亡の原因は、糖尿病と腎不全、自殺が、他の市町村より高くなっています。健康寿命の延伸と健康格差の縮小のためには、糖尿病性腎症の重症化予防対策に取り組む必要があります。

また、国、県、同規模市町村と比べて特定健診率が低く、受診結果においては、血圧のみ、喫煙、運動不足などの有所見者のパーセンテージが高くなっています。須恵町健康増進計画では、アンケート調査結果で、運動習慣者の割合は、50歳代の女性が9.1%と低く、男女ともに60歳代から高くなっていますが、20歳から64歳の1日の平均歩行数は、男性が5,431歩、女性が4,938歩と、男性のほうが多く、男女間で500歩程度の差があります。65歳以上の1日の平均歩行数は、男性が5,066歩、女性が4,062歩と、男性のほうが多

く、男女間で1,000歩ほどの差があります。

しかし、ほかにも生活習慣の状況で、他の市町村より高い状況にあったものが5つあります。 1つが週3回以上朝食を抜くと答えた者、これは食事の回数が少ないため、1回分の食事が過剰 摂取となり、食後高血糖になりやすい。2つ目が、週3回以上の就寝前夕食を食べたと答える者、 夜は脂肪蓄積促進、糖尿病にもなりやすい。3つ目、食べる速度が速いと答えた者、満腹以上に 食べることで高血糖になりやすい。4つ目、1時間以上の運動なしと答えた者、消費エネルギー 減少で肥満になりやすい。5つ目、飲酒日数はほぼ毎日で飲酒量も多いと答えた者、体内では過 剰エネルギー状態となり、中性脂肪合成過多や脂肪肝、脱水になりやすい。

これらの生活習慣の状況は、インシュリンというホルモンが過剰分泌することにより、分泌している膵臓に負担をかけ、将来的に糖尿病へ移行する可能性が高くなってしまうので、減量によりインシュリン分泌が改善しやすいメタボリックシンドロームに焦点を当てた対策が急務であるというふうに分析されています。

これまで須恵町では、内蔵脂肪症に着目したメタボリックシンドロームをターゲットに、特定健診、特定保健指導に取り組み、特定健診受診率は少しずつ回復しているところでございますが、実質的な取り組みとして、身体活動、運動をふやすことで、生活習慣病、あらゆる循環器疾患、糖尿病、メタボリックシンドローム等の発症のリスク、生活機能、ロコモティブシンドローム、認知症等の低下のリスクを低下させることが明らかになっておりますので、健康増進や体力向上のために身体活動をふやし、運動を実施することは、個人の抱える多様かつ個別の健康課題の改善につながります。そのため、身体活動、運動の重要性が明らかになっていることから、多くの人々が無理なく日常生活の中で運動を実施できる方法の提供や環境をつくることが求められております。

そこで、健康寿命を延ばし、フレイル、いわゆる介護を必要とする前の状況になるのを防ぐため、より早い段階から取り組みを始めることが重要です。団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えて、運動、栄養、社会参加などにより、60歳から74歳のヤングシニアの健康づくりに重点を置いた取り組みとして、体操教室を継続的に開催するような取り組みができないでしょうか、お尋ねをいたします。

また、第5次総合計画(後期)に、介護、高齢者福祉の充実施策として、高齢者が住みなれた 地域で、いつまでも生き生きと暮らせるようにするため、高齢者にやさしいまちづくりを総合的 に行うとともに、介護予防に重点を置いた事業の展開を図ります。

また、元気な高齢者には、今後も地域で活動できるようにその活動を支援しますとあります。 高齢者を活動的にし、健康につなげるため、社会参加につなげるための支援についてお尋ねをい たします。 また、健康づくりに欠かせないのが、食に関する取り組みです。須恵町は、いち早く食からの健康づくりに取り組んできましたが、先ほど言いましたように、生活習慣の状況で、他の市町村より高率だったものに、食に関する事項が、5項目中4項目も入っていました。改善のための栄養、食に関する知識の普及啓発について、各料理教室、講座の開催などの取り組みについてお尋ねをいたします。

- 〇議長(三角 良人) 小林健康福祉課理事。
- **〇健康福祉課理事(小林はつみ)** おはようございます。

1問目の電子母子手帳の導入はについて、お答えいたします。

電子母子手帳につきましては、議員が御説明されたようなICTを活用したサービスで、町としましても、昨年から情報は把握しておりました。電子母子手帳は、紙の母子手帳と並行して御利用いただくサービスとして捉えており、通常やっております母子手帳の手渡しによる発行、健診や予防接種の案内など、紙媒体での通知発行は、今までどおり必要でございますので、導入は、今は考えておりません。

2問目の健康寿命を延ばす取り組みはについて、お答えいたします。

健康づくりに重点を置いた取り組みが必要ではとのことですが、議員も御承知のとおり、須恵 町では、いち早く質問要旨の全項目に取り組んでおります。

質問要旨1問目のヤングシニアに重点を置いた体操教室の開催については、平成4年から開催 しております社会教育課の生涯学習講座の中で実施いたしており、健康はつらつ体操やシニアの ための体操教室などいろいろございます。平成12年からは、健康福祉課の介護予防教室である、 行政区ミニデイサービス、わくわくデイサロンの中で、理学療法士や健康運動指導士のもと、ほ のぼの体操、またケアビックスなどを実施いたしております。

2問目の高齢者を活動的にし、健康につながるためのシニアクラブなどへの支援は、社会参加につなげるについては、高齢者になっても家庭や地域で活躍するためには、「きょういく」と「きょうよう」が必要とも言われております。「きょういく」とは、きょう行くところがある、「きょうよう」とは、きょう用事があるということです。元気な高齢者になっていただくためには、体操教室だけに限らず、まずは外出することから始め、生涯続けることのできる生きがいを持つことだと考えており、社会活動に積極的に参加・参画できるよう、老人クラブ連合会へのサークル活動費として、補助金を交付いたしております。

3問目の栄養、食に関する知識の普及啓発、各種料理教室、講座の開催についても、須恵町は、いち早く昭和51年から栄養士を配置し、食進会の方々と食生活改善事業を展開しており、年100回以上の料理教室を開催いたしております。

また、須恵町では、診療レセプトや介護保険利用状況を見てみますと、高血圧を基礎疾患に持

っている人が多いということがわかりましたので、今年度より料理教室のメニューやイベントで のみそ汁の試飲で、適塩を中心に健康寿命延伸のため、食進会の協力を得ながら、食を通した健 康づくりに、いま一度力を入れているところでございます。

須恵町は、県内でも、食からの健康づくりの取り組みについて高く評価していただいておりますので、新たな事業を興すのではなく、健康増進計画でのアンケートをもとに、今の事業を見直しながら、さらに充実させようと考えております。

以上でございます。

〇議長(三角 良人) 今村君。

○議員(14番 今村 桂子) まずは、母子手帳の電子母子手帳の件からお話をいたします。

電子母子手帳、先ほど紙ベースで、予防接種とか、ほかの健康教室の取り組みは紙ベースで出さないといけないと言われましたが、そうではありません。電子母子手帳を導入すると、登録された方には、その都度、電子母子手帳、電子のほうから案内が行きます。もうすぐ予防接種ですよということで、忘れがないようにピピピということで鳴って、この日までに受けてください。そして、その受けられる病院はここですというような案内が行きますので、紙で出す必要がなくなります。

そして、3歳児健診とか、2歳児健診、何カ月健診という健診に関しましても、そのターゲットにあった方のところに、生年月日を登録しますので、その方のところに案内がピピピと行きます。だから本当に紙ベースで出す必要がなくなります。

現在、本当にこの電子母子手帳が始まって、各市町村が、軒並みというか登録が進んでおります。将来的には全てそうなるんじゃなかろうかと思いますが、いち早く神奈川県が導入をして、神奈川県はもうほとんど全ての市町村が導入をしております。

そして、全国に広がっておりまして、今、ことしの3月から、今いろんな会社があるんですね。 例えば、一つの会社で言えば、もうことし3月から始まって80市町村が導入を開始しました。

そして、NTTのほうもやっておりますが、そちらのほうも昨年の10月に開始をしまして、 もう31自治体が導入をしております。金額的に幾らかかるのかなというところをちょっと調べ てきました。

全てこれはアンケート機能もついていますので、例えば、子どもに関するアンケート等も出したら返事が返ってくる形にもできます。電子を通してですね。

それから、いろんなイベントをするのに、こういうイベントがありますよって、参加希望者を 募れば、その中に参加したいという参加希望の方の返事も返ってきます。非常に便利な機能です し、自治体にとっても有効な機能だと思っておりますし、本人たちに、当事者たちにとっても大 変便利な機能です。 災害に関しましても、この間、朝倉とか水害がありましたが、母子手帳とかをなくされた方もいると思います。子どもがいつ何ですか、予防接種を受けたかなと、健診を受けたかなという情報等もわからなくなっていると思います。そういうときに電子母子手帳があると、データ上のクラウドからそれを引き出すことができて、また母子手帳をつくるということができます。

それから、先ほど済みません。金額を言いました。金額は、その一番80市町村導入されているところは、月5万円です。初期費用も一切ありません。月5万円で全てのものができます。そして、情報管理が、じゃあどうなっているんだと、情報が流出するんじゃなかろうかという御心配があると思いますが、これは、厚労省とか総務省のガイドラインに沿ってしっかり管理されておりまして、別の「ルナルナ」という女性の健康管理、いろんな病気の管理をして、情報を20年間以上、流出させたこともないようなところが扱っているみたいです。

そして、個人の情報は一切、役場のほうには、ニックネーム、生年月日、郵便番号しか登録は しませんので、後は、個人の方がメールアドレス、またはグーグルのIDとかツイッター等を使 って、オープンアカウントと呼ばれる手法を採用しております。だから、個人情報をみずからが 管理するリスクを負わないで、希望者に情報を届けられるという利点があります。このように一 つのところではそうですね。

そして、NTTが始めた今度のところは、初期費用、それから定期発信に関しては一切お金がかかりません。随時配信といって、例えば、今回こういうイベントをしますよとか、そういうイベントの申し込みとか、アンケートの申し込みに関しては、月2万円、年間24万円、それからプッシュ機能を使った随時の配信に対しましては、月1万円、年12万円、これをセットにしたら年30万円で済むそうでございます。

こちらのほうも、オープンアカウント方式で、一切自治体の情報管理の必要がないということで、非常に便利な機能になっています。役場のほうでは、何があれば大丈夫なのかなといったら、インターネットにつなげる環境、今、WiーFiが入っておりますので、それとパソコンがあれば全てできるということで、金額的にもそれほどかかるものではないんじゃなかろうかと思っております。ぜひこういうのは早目に導入していただきたいなと思っております。

全国のその電子母子手帳に関するアンケートをとられた内容があるんですけど、自治体で電子母子手帳を導入してほしいと思われる方は67.3%で、6割以上の方が希望をされているということでございます。思わない、電子手帳はなくていいかなという方が8%ということでございますので、これがあれば、役場のほうでも手紙というか、何ですかね、通知を出したりとかそういう手間も省けますし、向こうからアンケート等の回答をもらうというのも省けると思うので、ぜひこの電子手帳を活用できるような状況、そんなにお金もかかりませんし、年間かかっても60万円ということでございます。

それを大きいと見るのか、小っちゃいと見るのかわかりませんが、ぜひこの機能は早目に導入をして、須恵町が導入したと言われるぐらい、ちょっと先駆的に福岡のほうでは導入をしていただきたいなと思います。

都会のほうでは、神奈川県、東京都、もうほとんどの市町村がやっていますし、全国的に見たら、120ぐらいのところがもう現在どんどんふえております。ここ1年間で100ぐらいですので、ぜひこれの導入をお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2問目の介護のほうでございますが、先ほどの御回答では、生涯学習のほうで、健康はつらつとか、シニアのための健康教室をやっていると。また、介護予防では、ミニデイ、わくわくのほうで、ほのぼのとかケアビックスをやっているということでございますが、運動というのは、そのときだけの運動というのもありますが、これは、動機づけということで、継続的に運動をしていかなければいけないよという動機づけには、結構効果があると思います。しかし、継続的に運動をするというのが一番大事だと思います。

今の講座に関しましては、本当に希望者を募りまして、お金もかかりますよという状況のものでございます。生涯学習のほうはですね。ミニデイ、わくわくに関しましては、毎回、ほのぼのとかケアビックスをやっているわけでもありませんし、月1回ぐらいの中でやっているというわけでもないと思います。だから、継続してやれるような運動の取り組みというのが必要だと思うんですね。

これ、須恵町が出した、これは何だったかな。須恵町が出しているこれからの目標値を出しているんですけれども、長期的な目標の設定に健康寿命の延伸というのがあるんですね。短期的な目標の設定としては、高血圧、糖尿病、脂質異常症該当症の減少、それから一番これが大事で、メタボリックシンドローム該当者の減少、特定健診受診率の向上という、これは栄養指導、それから規則正しい食生活、そして運動が一番効果的だろうと思っています。

運動に関して言えば、この間の出された資料のデータへルス計画が、28年の3月に出されているんですけど、これの中に、介護レセプトの分析では、介護保険利用者の多くが80歳以上ですが、須恵町では、医療・介護及び特別健診の分析から、医療費が高額で、若年者の要介護有病状況の割合が73.3%となっていると。重症化予防を防いで、最優先事項として取り組む必要があると。

また、データヘルス計画の中で、介護を受けている者の医療費は1万237円、介護を受けていない者の医療費は4,571円、5,666円高かったんですね。倍ということですよね、これはね。介護予防に取り組む必要があるというふうに分析をされています。

年齢に関係なく、筋肉、骨格疾患の割合が70%以上出現していると。合わせて整形外科的な 予防対策、筋肉量の低下防止、転倒防止、肥満防止が介護予防には必要であるが、既存の事業と の調整のため、保健部門と協議し、対象者の重複を避け、PDCAサイクルに沿って事業を展開 していくように努力するって書いてあるんですね。

これは1年ぐらい前のですが、これで本当に役場としてもわかっているということですよね。 筋肉低下、それから骨格疾患が70%以上出現しているということは、運動がいかに大切かとい うことがわかっているということなので、介護保険もこの後、今後、年を取った方がふえていき ますので、いかに早く対策をしていくかということが重要ということで、この保険部門との協議 がなされているのでしょうか。1年前ですけど。以上、質問をいたします。

あと、ごめんなさい。あと、高齢者の外出、これもやっぱり運動をするということが大事だと 思っております。

それで、できればお金をかけなくてもできる取り組みから、例えばタオルを使っての運動とか、公民館、それからコミュニティ、どこでもいいです。それか、個人的にも歩く歩数が少ないということなので、例えば、日本一周の地図で何歩を歩いたらどこですよみたいな楽しい取り組みをしながら歩くとか、また防災無線を利用していいかちょっとわかりませんが、一定時間に体操の例えば、須恵町体操みたいなのをつくって、体操の曲を流してその時間に体操をしましょうという習慣化を促すとかですね。それか、公民館、コミュニティなどを活用した健康体操も継続的に開いていくとか、それから須恵町のボランティア派遣事業の中に健康体操とか高齢者リハビリ体操などをされている方がいるので、1,000円でできるので、そういうところを利用することをまた通知するとか、連続で単発じゃないような運動ができないかどうかを一つお尋ねします。

それから、後は各種各課の連携ですね。健康福祉課、住民課はもちろんですけど、総務課は区長会を通してそういうような働きかけをやるとか、まちづくり課はコミュニティを通してやるとか、社会教育課は健康づくり活動とか趣味とか生涯学習を通してやるとか、それから学校教育課は健康教育をやるとか、そういうような各課の連携ができているかどうかということをお尋ねいたします。

〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) 長々と演説でありましたので、どういうふうに何を答えたらいいか全然わからんようになったんですが、私には、反問権が許されておりませんが、あなたは、今まで言われたことにどれだけやっていますかと聞きたいですね。

このレセプト、電子母子手帳の件についても、いわゆる忘れているから、それを行政のほうで、 その保護者のお母さん方にわからせようと思って、そのためにも電子手帳が要ると。そげな、自 分が幾ら忘れるようなことで本当の子育てができるのかって、紙媒体で国がいいということでや っています。

その母子手帳の中に紙媒体としてものすごく載っているわけですね、必要なものが。それで事

足りているのに、なぜその電子媒体でやらにゃいかんのかって、それがまだ100自治体。 1,700、日本には自治体があるわけですよ。それが100自治体ぐらいで。うちも、健康課 ができたときにレセプトを、個人のレセプトと病院側がそのレセプトを持つと。それから行政が 持つと。3者でレセプトを、その個人の人の診察した結果をしようとしましたけれども、無理で すね。もう毎たび毎たび変わってきて、それは、レセプトはできませんでした。

そういうふうなことで、メジャーにどれだけなっているかということも大事でしょうが、国自体が電子母子手帳をやるということになれば、それは当然うちもやっていきますけど、まだまだそれがどこまで行くのか。今、言われたことは、全部保護者がその子どもたちにかかわる部分を忘れたり、いろいろのぞけたりとか、していなかったりというのを知らせるために必要なんだとか、あるいは何かがあったときに、それはわからんことになっていますから、それを電子手帳、それを見ればいい。

今も母子手帳はちゃんと役場のほうに行けば、個人のをずっととっておりますから、すぐわかるわけですよ。電子手帳だけが特別のものをしているならば別です。だから、今はもう何もこの電子母子手帳について問題が起こっていない。いわゆるオレオレ詐欺的なことが起こっていないというのは、メジャー化されていないからですよ。メジャー化されますと、これは必ずそれはウイルスが入ってきて浸入して、何か悪さをやっぱりやるわけでございますので、そういうことも含めて導入は今は考えていない。国がその方向でいけば、やっていってもいいというふうなことでございます。

それから、健康を延ばすための健康ちゅう、健康寿命というか健康長寿って、幾ら行政がそのおらびたててやっても、健康のことに関しては個人の問題ですから、個人がどのように意識改革をしてやるかということが一番大事なんです。それを起こさせるのが我々の状況だと思いますが、そういう町でやっている事業というのは、きっかけづくりですよ。個人の。そしてまた個人差があるわけですよ。60、70になっても、シックスパックというんですかね、筋肉隆々としたいという人たちもおられましょう。歩くのがやっという人もおられましょう。行政がやるのはどこをやるかって、莫大な範囲をそういうことでしていかにゃいかん。

うちとしては、早くから、そのある程度、底辺側の最低限これくらいせんと、60代では日常生活が行われませんよという部分を取り上げてやったわけですね。何かよそがやったことだけが、もういかにもいいような感じで、本町がもういち早く昭和50年代からやっていることは認められておりませんので、そういったことを私は逆に言っていただくと、それが広報紙に載りますので、そのことによって、ああ、須恵はこういうことをしよんしゃあとやなあと。我々も何かやらにやいかんなというきっかけづくりになろうかと思いますけれども、よそのことばっかり言われたって、本町はもう本当しておりますので、聞きよって聞きづらいわけですよね。ですから、う

ちの町がやっていることを知っているのかというふうなことが言いたいわけでございます。

それから、3番目の食と栄養の問題でございます。もう食からの健康づくりって、昭和51年ですよ。もう30年いわんですよね。40年ぐらいになるんですよね。(「40年」の声あり)前ぐらいからやっているわけです。

そして、行政に、うちは今、栄養士が3人おります。今、小林理事も栄養士、3代目の栄養士なんですよ、うちに栄養士を行政として置いてからの。それで3代目がもう間近、定年を迎えようとしている状況でございますが、栄養士はまだ町としては置いていない。置いておりますけれども、学校給食センターとかそういうところには置いていると思いますけれども、一般行政職として栄養士を置いているところはない。そして行政の役場の中に、いわゆる料理教室、栄養教室というか料理教室をつくって、それを併設しているところが、どこにありますか。そういうふうなことのすばらしさを私はPRしてほしいと。

それで、そういうことをやったって、個人が努力するか。例えば朝食を抜くって、そういうふうなことも何か栄養士の責任のように言われますけれども、それは親の責任でしょう。朝飯を食べて行かんというのは。例えば、それとかまた30品目、毎日バラエティに富んだものを食べていきましょうって、何、30品目、食べ過ぎるという意見もある。今はもう言っていないわけですよね。

だから、そういう問題もころころ変わっていくわけでございまして、その中で一番町民に広めることを、正しいことを広めるというのは、やっぱり取捨選択しながらやっていこうとしているわけでございますので、何もかも新しいものを取り入れて、それをやろうと。ああ、間違っとった。それでは行政は済みませんので、確実なところで町民に広めていくというのが大事なところではないかというふうに思っております。

だから、3代目、今、小林さんに僕は、「あんたが栄養士になったころ、ビタミンEはあったかいな。ビタミンCまでしかなかったろう」と言ったら、「そうです。ビタミンEはありません」、「食物繊維もなかったでしょう」って、「なかった」と。今、食物繊維やらものすごい大事なものとして捉えられておりますけれども、栄養素の算定だとか、算定法だとかいろいろ、当時の栄養学の表がですね。その中には載っていないわけですよ。それが新たに開発されて、新たに、それはそういうことで町民に広めていったりいろいろしていかにゃいかんけれども、それよりも、やはりうちの町は、この問題については、よその町から負けていないと思っておりますので、そういったPRをまだ議員の皆さん方、よろしくお願いいたします。

- ○議長(三角 良人) 最後の質問になります。今村君。
- ○議員(14番 今村 桂子) 今、町長が言われましたけれども、まず電子母子手帳に関しましては、母親のための母子手帳だけでなく、自治体の機能についても、プラス面があるからお願い

をしているわけでございます。

それは、先ほども言いましたように、予防接種や乳幼児健診の通知機能が使用できて、アンケート機能とかいろいろな機能を利用して、こちらが、言わば通知を出すなどの手間も省けるということですし、いろんな段階において絞り込みの発信などもできるという利点もあるということで、今はもう紙ベースから、こういうSNSの時代になってきまして、時代も徐々に変わっていっているということでありますので、もうことしには、その100団体が1,000になろうという目標という形でございます。

時代が変われば、これから電子手帳の取り組みも進んでいくのではなかろうかと思いますが、 一つの案として今後検討をお願いをしたいということでございます。

それから、先ほど健康の面でございますが、私がこの町のことを批判しているのではなく、町のほうでアンケートをとり分析をし、いろんな資料を分析した健康推進計画(データヘルス計画)というのに基づいて質問をしているわけでございます。

その中で課題があり、分析した結果で取り組まなければならないという項目があるということで挙がっておりますので、その取り組みに関して質問をしているわけで、町がやっていることも、先ほど言いました。そういう分析の中ではあるけど、特定健診指導に取り組んで、少しずつは回復してきていますというようなことも言っております。だから町を批判しているわけではありません。それは御理解をいただきたいと思っております。

確かに健康づくりに関して、個人が気をつければ一番いいことです。しかし、行政がある程度 の動機づけを行い、習慣づけを行っていく。それは、なぜかというと、やはりそういう指導義務 があるということも、もちろんでございますが、それ以上に、今後の医療費、介護費用費、それ をどう抑えていくかというところが、一番行政として肝心なところじゃないかと思っております。

そのためには、今、分析をして、結果の中で少しずつ何かを変えていかなければいけない。確かに栄養的なものも、私も先ほど言いましたように、一番最初から須恵町は健康づくり、食からの健康づくりをしておりますが、結果としてこういうことが挙がっていると。5項目の中の4項目も食に関することが挙がっている。じゃあ、それをどうするのかということで質問をしているわけでございます。

だから、健康になるためには、今後どのような方策を、この結果を見てですね。いろいろやっているけど、そこを変えないといけないんじゃないかと。ミニデイにしても、わくわくにしても、ある程度の外に出るという目標が達っせたなら、それを健康づくりに、いかに継続的にやっていくかにちょっと方向転換をしていかなければいけない時期じゃないかとか、そういうことを考えていっていただきたいなと思って質問をいたしております。批判じゃありません。今後のプラスにしていくためには、どうしたらいいかということでございます。

そして、運動が一番重要であるということでございますので……。

- **〇議長(三角 良人)** 議員、町長の答弁に、あなたの質問に対して非難はしていませんから、そこは訂正したがいいよ。
- ○議員(14番 今村 桂子) はい。わかりました。私もだから一応批判じゃありません。 (笑声) 一応こういう提案でございますので。

私は、一番今、よその町のことをちょっと町長は言われるって、嫌われるかもしれませんが、 福岡市とか糸島市が、今、本当に60歳からが大事だということで、ヤングシニアに対して、こ としから先駆けて運動とかをやっていこうということで始められているんですね。うちの町も、 今はミニデイにしても65歳からなんです。

もっと若い段階から、特に何か分析を見ますと、うちの町は若い段階から介護に入る形になり そうな人が多いという分析結果が出ていますので、早くから取り組まないといけないと思ってお りますので、ぜひ早くから、ヤングシニアに焦点を当てて、何か楽しみながら体操とか体を動か す、そういうものをやっていただきたいと思うので、ぜひ若いヤングシニアからの体操とか、食 にしても、私は課長のほうが、もう本当に専門家でございますので、どうやったら食をもうちょ っとこう広められるのかなと、あんなに一生懸命広めて、一生懸命やっていただいているのにこ の結果なので、多分一番行政のほうががっかりされているんじゃなかろうかと思っているところ でございますが、どうやったら、これが改善できるのかの何かの動機づけですね。それと継続性 のあるものをできればお願いをしたいなと思っております。

以上です。

- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 医療費にかかわると言われましたけど、そういうふうな皆さんたちの拠出 された医療費にかかわることだから、健康になれば医療費が下がるよと、そういうための方策と いうのは、我々もやっていきたいというふうに思っております。

それから、データ的に須恵町の人たちが、高血圧症が多いとか、それはやるということは、小林理事のほうから説明をされたわけでございます。ただ、何が原因でどうなっているかわかりませんけれども、うちの女性の長寿率、全国1,700数市町村あるわけですけど、全国8位ですよね。(「9位」の声あり)9位か。まあ小数点のところが違いますから、同率8位ということで書かれておりますけれども、それほど長生きされていると。それが健康長寿なのか、その辺は答えとして出ていないから、そこはちょっと探りようがないわけでございますが、でも、それは私としては、昭和50年代から健康づくりをして、栄養士が食生活の改善をやってきた。その成果がやはりどこかにあらわれているんだろうということで、女性の長寿率は全国8位か9位というふうなことで、1桁台です。1,700以上あるわけですよね、市町村が。そういうことがあ

ります。

それと、私は、批判、それはあれするような言い方はやっていないわけでございますが、そういうのは、健康づくりというのは、確かにもう個人の頑張りでしかないわけですよ。私も昭和54年から健康課に行きまして、当時の健康課長は、私の前の町長でございますが、いつも話しておりました。我々は交通事故でしか死なれんなと。これだけ健康づくりのことを、食べ物からということで言っておったら、ものすごいすばらしい食べ物を食べているだろうなと。そうしたら前の町長も糖尿病でインシュリンを打ちよったんだと。そして胃の動脈瘤の破裂によって亡くなられたわけでございますが、私も糖尿病でございます。兄貴は全然関係ありません。同じような食生活をして、やっぱり私のおやじも高血圧、糖尿病、ぜんそくです。その流れは、もう持って産まれたものはどうしようもないというものと、解釈をせざるを得ないのかなというふうには思っております。

だから、町民には、私のようにならんように一生懸命に言っておりますけれども、うちの孫たちもやっぱり糖尿病になる可能性があります。炭水化物ばっかり食べますので。好きですよ。だから本態性というのは、その親がそういう食生活を好む、その好むものを食べておりますので、子ども、孫がやっぱり食べていくということで、病気が同じような状況が生まれてくるんだろうと。

それから、糖尿にしても、この辺は、透析の施設が非常に多いわけですね。多いということは、 そこがもうからにゃいかんもんだから、すぐあんた透析よというふうなことを言われます。

だから、やはりその個人差、その健康度にしても個人差が非常にこうあるわけで、きょう、傍聴にうちの区長さんが来ている、毎朝立っていただいておりますけれども、次の会場まで走って行かれますけれども、私より年が3つ上です。私は走れません。区長さんは走られますから、感心して朝、いつも見ておりますけど。余談になりましたけど、以上でございます。

〇議長(三角 良人) はい。

○議員(14番 今村 桂子) 今、言われました御回答でございますが、本当に平均寿命と健康寿命、確かに須恵町は長寿でございますが、その差が歴然と出ております。その差を縮めるのがちょっと大変だろうと思いますが、本当に努力をしていただいていることは重々わかっておりますが、今年度も高医療市町村に指定をされました。本当に、データヘルス計画の中で、今後取り組むべきことが書かれておりますので、それをもとに頑張っていただきたいと思っております。

また、電子母子手帳に関しましても、予防接種は3人もいれば、大変効果がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

171	
レ人	r (mg a

.....

〇議長(三角 良人) ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時 20分といたします。休憩に入ります。

午前10時11分休憩	

午前10時20分再開

○議長(三角 良人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、児玉求君。

○議員(1番 児玉 求) おはようございます。1番議員、日本共産党の児玉求です。ただいまより一般質問をいたします。

町広報紙は全戸配布へ。

住民の健康と生活を守るための特定健康診断、また国からの生活支援金、臨時福祉給付金の案内等「広報すえ」、「議会だより」、「福岡県だより」は、町・県が発行する広報紙で、ぜひ住民の皆さんに知っていただきたい内容のものばかりであります。しかし、町内会に加入していない世帯には広報紙が届いていません。現在、区にお願いしていますが、町広報紙が全世帯に届けば、特定健診も国の給付を受けられる方も増加します。

町の施策を実現するためには、内容を知っていただいて理解してもらい、そのためにはまず届けることが先決であります。町内会は任意ですが、加入もふえると思います。

今村議員が、平成26年12月議会で一般質問をされておられます。参考にさせていただきました。広報紙の全戸配布は、町の義務だと思っております。行政組合に加入、未加入世帯を問わず、広報を受け取る権利があります。

地方自治法第2条14項、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉 の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」として おります。

また、平成28年10月、須恵町人権教育・啓発基本指針では、「本町では、日本国憲法で保障されている基本的人権が尊重される。明るく住みよい地域社会の実現を目指して、人権意識の高揚を図る人権教育啓発に取り組んできました」とあり、町民憲章に「おたがいに手をとりあい、住みよい町をつくります」の一文を掲げ、第五次須恵町総合計画に、「『町民とともにつくる協働と参加のまち』、『多様に学び、文化を育むまち』、『誰もが健康でいきいきと暮らせるまち』を施策の大綱に定めました」とあります。しかし、広報が届かない世帯には、住民の福祉の

増進、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちの施策は、届かないんではありませんか。

本年12月1日現在、1万1,369世帯あり、行政区へ約7,500部、アザレアホール等公 共施設へ約700部置いてあり、約3,500世帯が未配となっております。

組合未加入で、広報紙不配は、基本的人権の法のもとの平等に抵触するのではありませんか。 広報は、住民にとって必要不可欠なインフラであります。町で実施する行事の大部分を広報とし て周知していただくためのものです。まず届けて、読んでいただき、住民に不利益にならないよ うにすることが、町の責務と考えます。

広報配布は、税金を使う、行政サービスそのものであります。組合加入者は、行政区に委託しておりますが、未加入者にも町は配布すべきです。中嶋町長は、ポスティングで全戸配布は、新宮町だけと答弁され、また、通知したい人に届けていないというのが、一番の悩みとも語られております。まずは、全戸配布し、読んでいただき、そこで組合加入の要望も掲載するのが、本来の町の姿勢ではないかと思います。答弁をお願いいたします。

〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) 仰せのとおり、これは、まだ児玉議員が議員になられていなかったときかと思いますが、平成26年12月に、同僚議員からの質問がありました。まず、それの回答を申し上げたいと。同じ意見でございましたので。

そのとき、私が回答をしたのは、区長会と協議するというふうにお答えをしておりました。区 長会の意見、集約されたものをまずお答えしたいというふうに思いますが、27年、翌年の2月 に区長会がありまして、意見をお伺いいたしましたところ、区長会としての意見は、連絡委員さ んが全戸配布することについて、反対という結果でありました。その反対というのに配ってくれ ということはできませんので、そういう内容でございました。

内容といたしましては、区の加入促進のためなら配るよと、配ってやるよと。組合の加入促進には、何一つならんでしょうがというふうなことでございました。あくまでも基本的人権だとか、その組合に入っていない人たちも配ってやるというのは、当然の権利のように思われますが、組合に入らんとは当然の権利ですか。これ権利じゃないと思いますね。義務だと思います。 (「義務です」の声あり)

日本国憲法の中には、日本国民として産まれた以上、権利を主張することは当然です。その裏腹に義務は発しております。その義務を一切受け入れなくて権利だけを主張するというのは、これはおかしいと。どこまでしてやるのが正しいか。

そうすると、いわゆるその組合に入っていない人たちに、その広報を見るという手段を全部廃 止することは、これは差別だというふうに思っています。権利は、役場とかアザレアとか図書館 とか、そういうところには置いておりますので、見る機会というのは十分あるわけ。その 700部ばっかし置いていますので、持っていくことも十分可能でございます。

その権利まで剥奪したわけじゃありませんので、それは、区の連絡員さんは、その苦労をして 配っていただいております。そうすると、そういう苦労を受けることは必要ないという人たちが、 連絡に入っていないわけでございますので、そのためには、自分で骨を折って、役場までその広 報紙を取りに来るというのは当然のことではないかなというふうに思っております。自分の権利 を主張するならば、それなりの義務が発生すると。

今、一番組合を脱会していくという人たちは、小学校の、例えば4年生ぐらいまでは組合に入って、いろいろ人のお世話を受けるということでございます。そろそろ5年、6年になったから役員が回ってくる。やめようと。それでいいとですか。基本的人権ちゅうか、その国民の権利としてですね。義務はないんですか。それは、当然のことがあることだと思っておりますので、そういうことでございます。

後は、これ以上は、コンビニが行政区にはほとんどありますので、コンビニまでそれを持っていってやる。その程度しか、行政としてのサービスはできません。あくまでも行政は、区長さんを中心とした20行政区、区の役員の方たちの協力によって成り立っておりますので、その人たちのを、入らん人まで配れというふうなことを言って、その人たちのことをないがしろにしていいのかという問題が起こってまいりますので、それは当然コンビニまでは、取りにいけばいいよというサービスをしてあげようというふうには思っております。

それと、広報紙の印刷代が、今、組合に入っていない人たちの分を印刷すると、約200万円 ぐらいはふえます。 1回にですね。そして、今、区長さんに持っていってもらっているのは、シルバーのほうにお願いしておりますので、年間60万円。これをポスティングに委託しますと、約800万円ぐらいかかります。はい。そうすることで1,000万円ぐらい今の広報を1回出 すのにかかっているのに、1,000万円ぐらいふえるわけでございます。それをどうするかということです。

じゃあ1,000万円を割り振って、組合に加入していない人たちに1,000万円を取るかと。 税金か何かと同じような形で賦課して取れば、それは連絡員さんにお願いして、それは当然配っ てくださいと。別にお金も出ますからと。ましてや組合にも入らないという人たちは、町の情報 は要らんという人たちもほとんどです。町にはただ帰ってきよるだけと。須恵町民ではないとい う人たちが非常に多いわけです。その人たちが広報を配ることによって、組合に入ってくれると 思いますか。それはできないと。はい。

そういったことで、今までどおり公民館には置いたりして取りに来てもらうと。一つ拡大して コンビニまで持っていって、コンビニで取ってもらうということが、コンビニ業者との間で話し 合いができれば、コンビニまで持っていきたいというふうに思っております。 以上です。

- 〇議長(三角 良人) 児玉求君。
- ○議員(1番 児玉 求) 連絡委員さんが反対というのは、そういう意見も私も知っております。まず、それと権利と義務の件で言われましたが、最高裁の判例で、いわゆる町内会は任意加入という判決が出ております。これを盾にするわけではありません。私は、やはり町内会というのは必要だというふうに思っております。

今、私が申し上げたいのは、先ほど言ったように、町の方針というのが、住民に対して精いっぱいやっていくということを、この町報の中でもそうですが、この大綱の中でもうたわれているわけです。

なぜ全戸配布かといいますと、これは、本来町がやるべき仕事と思っておりますのは、町税も しくは県民税、これをやっぱり住民から徴収しているわけですよね。当然その施策を、町のこれ からの方針もしくは施策というものを町民に知らせるちゅうのは、これはもう本来、自治体の役 目であります。だから地方自治体の先ほどのことも、やはり住民の福祉に寄与するということを うたっているわけなんですよ。

なぜ私がこの質問をというふうに思いましたのは、未加入のところには回覧板も回らんわけですよね。 (笑声) そうなんですよ。その町報が届かないと、組合に加入にしていないからというふうなことであるわけですけれども、いわゆる今度議会のほうで、自主活動についての条例の案が出されております。基本は、やはり住民に対して本当に施策を知ってもらうと、もうそれにやっぱり尽きるんじゃないかと。

だから、町長のお考えとしては、その入っていない人は、もう町のあれは受けんと、広報も要らんというふうにお考えでしょうけど、そういうもんじゃないと思います。やはりこの自治体があるちゅうのは、もう最後の住民に対してのセーフティネットといいますか、それを住民のためにやっていくと、それが自治体の本来の役目でありますので、そして、3,500世帯ですよ。そういうその世帯の方が、町の行事がわからんと。だから、新宮町がポスティングしているというお話。志免町は組合長のその思惑で全戸配布になっているけど、やっていると。そこでちょっといろいろ問題もあるんではないかなというふうな答弁をされたのもよく覚えております。

しかし、実際やっている自治体もあるし、まず組合加入にしても、まず情報を提供していかんことには進展はせんと。いや、もうその組合にも入っとらんし町報もやらんと。それで組合の加入を促進しようと。そういうことじゃなくて知らせるものは知らせると。その中にやはり自治体として取り組んでほしいと。やっぱり組合に入ってやっていただきたいという、そういう啓蒙といいますか、これは今村議員も言われましたけど、全くそのとおりだと思います。組合に入っとらんからいいと。そういう問題じゃないと思います。

私は、いろいろ聞きまして、「35年須恵町におるけど、最初から住んでいないし、いつまでたってもその住民になれんちゃんね」という話を何件か聞きました。だから須恵町が、今、人口がふえましてね、2万8,000になるんですけど、やっぱり開けた町にするべきですよ。

それで、例えば、1,000万円がかかるにしても、それは優先順位が一番じゃないかと私は 思いますよ。町民に知らせんで、なら区長会はいろいろ頑張ると。それを連絡員の方が配りたく ないというお話を私も聞いとるんですよ。だからそれは別として、この3,500世帯分だけで も、町が独自に配布すると、それは当然やってしかるべきだと。未加入の3,500世帯に、町 は配布すべきです。答弁をお願いします。

〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) 3,500世帯の人にしようとすれば、それは1,000万円かかるわけですが、1,000万円を負担してでも、3,500の組合に入っていない人たちに、それを知らせようとする努力をせにゃいかんとですか。私はそうは思わない。組合に入っている人、なら残りの人たちというのはどうですか。7,500ぐらいの人たちは。それだけの費用を要らんわけでしょう。組合に入ればいいことでしょう、だったら。そういうことでしょう。「広報紙が来んけん、何もわからん」と、「あんた組合に入りなさい」と、言われたときにそう答えておけば一番いいことでしょう。あの人たちは、広報紙も要らんと言いよんしゃっとですよ。来んでも何も別に差し支えないと言わっしゃるとやから。

それは、お年寄りとか、何か独居老人とか、それで役員もそれはされんていう人たちには、わかりますよ。それで組合に入っている人は、それは組合で次の役員は飛ばしていますから、それぐらいのやっぱり、須恵町の組合というのは封建的な考え方じゃないですよ。みんながその理解をしてやろうとしてありますから、それは理解しているわけですけど。

それをせれって言われりゃ、それはやる。義務的――義務まではないでしょうけど、そういう ふうな町民ですから、何らかの形で救済は考えたいとは思うんですけど、その人たちが拒否して いるんですよ、自分から。それに対して何でポスティングの費用まで出してやらにゃいかんかと。 紙が粗大ごみになると。ただ捨てよんしゃるだけですから、あの人たちは。選挙の投票率、今度 は50%は多かった、高かったねって言うたでしょう。50%の人は関係ないんですよ、町政と か。国政でしたけどね、あのときは。そういう世の中になってきているんですよ。うん。

だから、それを広報紙を配るか配らんかとか、そういう問題じゃなくて、やはりみんな、ただ 寝泊りするだけの地域というふうに解釈しなくて、もう少し須恵町におれば、何らかのかかわり があれば、須恵町にかかわって意見を言い、またそういうことがあったら、みんなと一緒に区役 に出てそういうこともすると。そういうふうなことはしてもよかろうごとあるばってん。何でで きんとですかね。人間放棄でしょう、その人たちは。極端に言えば。 例えば、うちの近所にあったんですけどね、組合に入っていなかったです。亡くなられたんですよ。葬式があったんですよ。組合がみんな加勢したんですよ。なら感謝して、今から組合に入るってその人は言われましたね。そういうことは個々にはあるんですよ。でも、広報紙ぐらいを、その入っていない人に持っていって、何で広報紙をもろうたらよかったと、それで組合に入らにゃいかんばいということで、その理解ができれば、それは配りますよ。それぐらいは。うん。今はもうそこまでないんですよ。権利だけは言われますけれども、義務を果たそうとされませんので。

また、役員が今度回ってきたら、その人たちは役員ができますか。役員が回ってきよるけん、もうそろそろやめろうと。もうそれしかないわけです。婦人会が潰れたのもそうです。個人個人で婦人会が潰れたわけじゃないんですよ。集団でその地域の組合、幹事が回ってくるけん、ここはもうやめろうやって、一緒にみんな。ちょうどはやっていましたね。「赤信号みんなで通れば怖くない」というのがはやっていました。その当時です。そういうみんな精神ですから、難しいと思いますよ。

それは、言われるのもわかります。うん。こっちが答えるのもわかっていただけると思いますが、解決策は、これを終わりまして、議員提出の何かいな、組合。(発言する者あり)自治組織参加促進条例というのを議員発議で出してありますので、それの審議をされて、その中で、またこの問題も話し合われればいいんではなかろうかと思っております。

以上です。

- 〇議長(三角 良人) 児玉君。最後になります。
- ○議員(1番 児玉 求) 26年のその今村議員の答弁と、全く同じような答弁をされている わけですけど、私が話したいのは、だから町内会はそれは必要だと私は思っております。だけど、 それは最高裁の判例でもありますが、強制するものではないという判例が出ております。当然、 そしてあくまでもそのボランティアをしたいというふうな形が、順当じゃないかなというふうに 思っています。

そして、私が申し上げたいのは、組合をふやすための一つの手段としても、その連絡員の方が、 その皆さんが全部ちゅうわけじゃないですけど、その区長で総意であればそうかもしれませんが、 やはり施策を、その町の考え方を伝えんことには、先に進まないんじゃないかなというふうにお 話をするわけですよ。

だから、もう最初から町長の意見というのは、あなたたちはもういいとそういう考えでしょう。 本当に北風と太陽じゃないですけどね、圧力を抱えて、ちょっとそのかければというふうに、 町長はですよ。だから、ひもじい思いをさせたら、ちょっとは組合加入が上がるんじゃないかな ということを前回の答弁ではされているんですよ。それは不便をかければ、組合に入ってくれる んじゃないかなというふうな、そういうふうなニュアンスじゃないかなと思いますが。

本来、当然、町で決める政策は、住民に届いて、初めてその功を奏するわけですよ。その届く3,500世帯、そして夫婦になれば、それは7,000、8,000人のところですよ。そこには全然届いていないということの重みを、やっぱり考えていかれないといかんのやないですか。町民税も県民税も税金を住民が納めるわけでしょう。そして納めないところは取立もすると。それはそれだったら、自治体の役目としてもうちょっと住民を、住民のために共に――ここに人権宣言の憲章がありますけど、共に生きると。それは書かれてそれを奨励されるんであれば、やっぱりそれは実践していただかないと、言葉倒れになるんじゃないですか。私は、もう町の義務だと思っておりますので、これはぜひ実現していただきたいと。以上です。以上で終わります。

- ○議長(三角 良人) 中嶋町長。お願いします。
- ○町長(中嶋 裕史) あなたは性善説でみんないい人。みんな日本国民として義務を果たそうという人たち、その人たちには私は手を差し伸べます。もともと性悪説の人たちが、生まれながらにして悪い人たち。税金でも国民の義務ですよ。1割を払わないんですよ。いいんですか、それで。でしょう。税金も払わんで権利だけ、そげな話がありますか。そういう人たちがおられる。うん。どうでしょうかね。(「それは次元が違う」の声あり)

それは、個人の権利ですか。 (「いや、権利じゃないです」の声あり) 義務でしょう。はい。 その義務を果たさない人たちもおってありますよと。だから、手を差し伸べるところも、差し伸 べないところもあっていいんじゃないかと。

しかし、その権利全てを剥奪しているわけじゃないです。ただ、配ろうと、連絡員さんが配ってやろうと努力してあります。そうすると、コンビニまで取りに行こうと努力はしてくださいと言えば、努力すればもらえるわけですから、何ら全然その人たちには、町広報とか議会報とか見る機会がないということではありませんので、それだけの努力をするから組合には入らないということですから、それをそれに同意してありますので、それに従うのみでございます。

〇議長(三角 良人) これにて児玉議員の一般質問を終結します。(「議長、発言をお願いします。ただいまの児玉議員の……」の声あり)

ちょっと待って。(「動議」の声あり)田ノ上議員。

- ○議員(6番 田ノ上 真) ただいまの児玉議員の再質問の中で、須恵町が組合未加入者に対して村八分をしていると、かのような発言がございましたが、これは不穏当な発言ですので、削除訂正の配慮を議長にお願いいたします。
- O議長(三角 良人) はい、わかりました。

これにて一般質問を終結します。

〇議長(三角 良人) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。 次の本会議は12月13日、午前10時から行います。 本日は、これにて散会します。

午前10時55分散会

平成29年 第4回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成29年12月13日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成29年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第61号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第62号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第63号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第64号 志免町町道路線認定の承諾について
- 日程第 5 議案第65号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第66号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第67号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第68号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 発議第 1号 須恵町自治組織参加促進条例の制定について
- 日程第10 発議第 1号 須恵町自治組織参加促進条例の制定について
- 日程第11 発議第 2号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第61号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第62号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第63号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第64号 志免町町道路線認定の承諾について
- 日程第 5 議案第65号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第66号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第67号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第68号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 発議第 1号 須恵町自治組織参加促進条例の制定について
- 日程第10 発議第 1号 須恵町自治組織参加促進条例の制定について

日程第11 発議第 2号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について

日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

日程第13 議員の派遣について

出 席 議 員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	志
3番	白	水	勝	元	5番	三	角	栄	重
6番	田	ノ _	Ŀ	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11番	原	野	敏	彦
12番	三	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15番	三	角	良	人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

	局 县	<u>=</u>	吉	松	良	徳	係	長	船	井	智	枝	
--	-----	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安河内文彦	総務課理事	満 行 誠
上下水道課理事	石 井 浩 二	健康福祉課理事	小林はつみ
住 民 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御手洗文生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地域振興課長	稲 永 勝 章
健康福祉課長	長 澤 義 一	都市整備課長	甲木圭二
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉川聡士	会計管理者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監査委員	百 田 清 二

午前10時00分開議

〇議長(三角 良人) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第61号

○議長(三角 良人) 日程第1、議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号) の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長(今村 桂子) おはようございます。

議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について、予算審査 特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、歳入歳出補正予算書1ページです。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,045万6,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億5,523万4,000円とする。

2項補正の款項の区分及び金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

歳入では、14款県支出金3項委託金850万円は、10月22日に行われた衆議院議員総選挙投開票事務に必要な経費を算定し交付されるものです。不足分は18款繰越金から支出しています。

歳出では、2款総務費4項選挙費1,045万6,000円で衆議院議員総選挙に係る投開票立 会人報酬、事務従事者時間外手当、臨時雇い賃金、システム改修費、選挙公報配布事務委託料、 ポスター掲示板などです。

審査の結果、全員賛成で承認としています。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第61号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は承認です。よって議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分については、 委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第2. 議案第62号

○議長(三角 良人) 日程第2、議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) おはようございます。

委員会の報告をさせていただきます。

議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告を いたします。

議案書2ページでございます。

須恵町税条例の精査を行い、過去からの改正の経過を見直し、適正に整備されているかを検証 した結果、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、現在まで総務省通知により、かなりの量の税法改正が毎年行われ、法令の制定、 改廃に伴う条文の追加、条項ずれ等の整備、改正漏れ、表記の追加・改め・誤字脱字・句読点等 の文言整理を行っております。また、改正条項が多岐にわたるので、改正の概要資料を配付して おりますので御参照ください。

主なものについて新旧対照表で説明いたします。11ページをお願いいたします。

第8条、これは徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法について、次ページの第5項までの条文の追加でございます。

22ページ、第34条の7給付金税額控除は、町長が別に指定するものを福岡県税条例第20条の5の3第3号の規定に基づき、福岡県が指定したものに改め、福岡県と合致させるための所要の規定の整備でございます。

それからその下、他の条項でも出てきますが、イ、ロ、ハ、の表記をア、イ、ウ、に改めるものです。

45ページ、附則第12条の2は、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例について、整備漏れの分を現行に沿うよう整備したものでございます。

49ページ、附則第3条による改正第80条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車税に対する軽自動車の非課税の範囲について、福岡県の非課税の範囲と合わせるための所要の規定の整備でございます。

10ページに戻っていただき、附則第1条、施行期日は公布の日から、ただし、附則第3条の規定は平成31年10月1日から施行することになっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。以上でございます。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第62号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決すること に決定しました。

日程第3. 議案第63号

○議長(三角 良人) 日程第3、議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を 議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書50ページでございます。

提案理由は、個人情報保護法等改正法が平成29年5月30日から施行され、個人情報の保護 に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

改正内容は、条例中の用語の定義を明確化するとともに、人種、信条、犯罪の経歴等、本人に 不利益が生じないように、新たに要配慮個人情報が制定されております。

55ページの新旧対照表をお願いします。

目的、第1条「かんがみ」をひらがなから漢字表記に文言の整理をしております。

定義第2条では、個人情報の定義を明確化しています。第2条の、アでは、氏名、生年月日、 文章、図画等を示し、56ページの、イでは、個人識別符号が含まれるものとしております。これは、顔認識データや指紋認識データ、旅券番号、マイナンバーなどを指しております。 第3号には本人の人種、信条といった要配慮個人情報を新たに追加しております。

以下は、号ずれでありまして、第8号では本人を用語として改めて定義しております。

第6条の個人情報取り扱い事務の届け出には、追加で第7号に要配慮個人情報を、57ページでは第7条の個人情報の収集の方法及び制限では第2項で先に定義しました本人を示し、第3項では先に追加しました定義の要配慮個人情報に言いかえています。

58ページ、実施機関の開示義務第13条では、当該自己情報の開示につきまして、国が示したところに沿って改正しております。本文中の非開示情報について、第1号以下、60ページの第7号にわたり詳細を示しております。

次に、自己情報の一部開示。第14条では同様に国が示したところに沿い、ただし書きを削るなどを改正し、61ページ第2項で一部開示ができる場合を明確化しております。

62ページでは、第24条訂正等の請求の手続。第2項では準用規定に第11条第3項を追加 しております。これは、代理人による開示請求になります。

第27条の2、情報提供と記録の提供先等への通知では、第19条第8号には規定する紹介者、 提供者への通知を追加しております。

63ページは文言の整理となっております。

54ページに戻っていただき、附則ですが、第1項、この条例は公布の日から施行する。第 2項は経過措置でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決といたしております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第63号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(三角 良人) 起立多数であります。

よって、議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可 決することに決定しました。

日程第4. 議案第64号

〇議長(三角 良人) 日程第4、議案第64号志免町町道路線認定の承諾についてを議題としま

す。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第64号志免町町道路線認定の承諾について、総務建 設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書64ページでございます。

提案理由といたしまして、道路法第8条第4項の規定により、須恵町域内に志免町の町道路線の認定を行うため、志免町長から承諾を求められたので、同条第4項の規定により提案するものでございます。

次の65ページの位置図、それから認定予定箇所図でございます。赤色の実線が行政境界線でございます。志免町町道名、田富50号線、起点、須恵町大字旅石86番11地先から終点、志免町田富2丁目535番9地先とする延長120メートルの認定予定道路内須恵町区域内に延長49メートル、幅員4メートルの志免町所有道路が存在しており、図示しております青色実線箇所の承諾を求めるものでございます。

なお、路線の認定がなされますと、維持管理につきましては、志免町が全て行うことになって おります。

道路周辺には住宅地はあるのか、また、今後上下水道工事はあるのかの質疑に対しまして、須 恵町の家が1軒あるが、その部分は志免町が町道認定している。そして今後、工事予定はないと のことでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

〇議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって第64号は委員長報告のとおり決定することに 御替成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第64号志免町町道路線認定の承諾については委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第65号

○議長(三角 良人) 日程第5、議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号) を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長(今村 桂子) 議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、歳入歳出補正予算書8ページです。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億695万4,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,218万8,000円とする。

2項補正の款、項の区分及び金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。債務 負担行為の補正、第2条債務負担行為の追加、変更は第2表債務負担行為補正による。

歳入の主なものは13款1項国庫負担金1,604万3,000円で、歳出予算の障害児支援自立支援給付費2,500万円の補正に対する国庫負担2分の1です。

- 14款1項県負担金802万1,000円は4分の1の県負担補正です。
- 14款2項県補助金2億3,011万9,000円は、主に保育所等整備事業費です。先月開所した認定こども園明道館に町を通して同額を補助金補正するものです。
- 15款2項財産売り払い収入107万円は町有地売り払い収入で、大字旅石字一の浦917番12号の39.17平方メートルを払い下げ申請により、矢野徳行氏へ払い下げ及び917番59号を道路用地として寄附・購入を行ったことによる売り払い収入で、同額を歳出予算2款1項総務管理費で財政調整基金に積み立てます。これにより、29年度積み立て予定額は337万7,000円、取り崩し予定額は5億994万8,000円となり、財政調整基金の29年度末の見込み額は17億9,254万2,000円となります。

続いて、18款1項繰越金4,866万8,000円です。

歳出の主なものは2款1項総務管理費2,329万8,000円はオープンイノベーションセンター「スエノバ」の活動助成金、職員派遣15人を含む九州北部豪雨支援費などです。

2項徴税費695万2,000円の減額は人件費の減額が主ですが、徴税過誤納付還付金200万円が含まれています。

3款1項社会福祉費3,204万5,000円は障害者支援費、自立支援給付費2,500万円、地域活性化センターホール照明改修350万円などです。

2項児童福祉費2億4,866万1,000円は明道館に対する保育所等整備事業費補助金が主なものです。

- 4款衛生費から8款土木費までは人件費がほとんどです。
- 9款1項消防費108万円は庁舎屋上にある雨量観測装置が破損したので、その購入です。

10款教育費1,799万1,000円は要保護・準要保護補助費、人件費補正です。

12ページ、第2表債務負担行為補正です。1、追加ではタブレット導入通信運搬費。期間は 平成30年度から31年度まで。限度額252万円は来年4月から管理職、総務課課長補佐、議 案担当職員のタブレット利用開始によるものです。

次に、コミュニティバス運行事業。期間は平成30年度から32年度まで。限度額3,750万円は27年度から29年度まで今泉タクシーに業務委託している運行事業です。

2、変更。広報すえ印刷製本費の限度額の変更です。変更前1,341万7,000円を 1,487万4,000円とするもので、本紙をフルカラー印刷に変更するためです。

質疑として、歳出で2款総務費では九州北部豪雨の応援支援等の現状と今後の見通しについて、「スエノバ」の活動助成金について、コミュニティバスの今後の運行改革について、3款民生費では地域活性化センターホール証明改修工事の詳細について、わかすぎの杜保育園でのゼロ歳児の保育増加について、マイナンバーを利用しての保育関係書類等の簡素化、時期等について。

以上、審査の結果、全員賛成で可決としています。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第65号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)は委員長報告のとおり 可決することに決定しました。

日程第6. 議案第66号

○議長(三角 良人) 日程第6、議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

〇文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第66号平成29年度須恵町国民健康特別会計補正予算 (第2号)について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書41ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ429万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億1,635万6,000円とするものです。

事項別明細書44、45ページをお開きください。

歳入、8款1項1目一般会計繰入金429万8,000円の減額補正は給与費等繰入金の減額です。

続いて46、47ページ、歳出です。

1款1項1目一般管理費429万8,000円の減額補正は2節給料、3節職員手当等、4節 共済費の人事異動に伴う人件費の減額です。

文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第66号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第66号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第67号

〇議長(三角 良人) 日程第7、議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正 予算(第2号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の48ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ578万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ11億1,306万2,000円とする。第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳 入歳出予算補正による。

51ページをお願いします。

事項別明細書の歳入ですが、6款繰越金は収支調整となっております。

53ページをお願いします。

歳出は1款総務費は人事異動に伴う人件費でございます。

2款下水道事業費は、人事異動に伴う人件費及び公共桝設置に伴う工事請負費とマンホールポンプ修繕による需用費の増額です。

質疑でございますが、マンホールポンプの平均的な耐用年数はどれくらいか。今後、マンホールポンプ修理が出てくるたびに補正を組むのかの問いに、今回修理するのは西原地区で平成17年度設置したもの。耐用年数は10年程度と言われており、公共下水マンホールポンプは28カ所設置していますが、そのような年数で交換時期が来る、設置年数がわかっているので、当初、設置したものを一度整理して当初予算に計上するとのことであります。

公共桝設置工事費は新規の追加工事なのかの質疑に、設置増は主に開発の申請によるもので、 10カ所申請が上がる予定でございます。既に供用開始エリアの中にある農地及び更地が主なも ので、近年、開発行為申請が全町的にふえており、当初の見込みよりふえたため、今回補正する ものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は委員 長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第68号

○議長(三角 良人) 日程第8、議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

〇総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算

(第2号) について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の55ページでございます。

第2条予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

56ページをお願いいたします。

実施計画内訳書の支出ですが、第1款第1項営業費用686万4,000円の減額は人事異動に伴う人件費の減額でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)は委員長報告のと おり可決することに決定しました。

日程第9. 発議第1号

○議長(三角 良人) 日程第9、発議第1号須恵町自治組織参加促進条例の制定についてを議題 とします。

提出議員の説明を求めます。6番、田ノ上真君。

〇議員(6番 田ノ上 真) 発議第1号須恵町自治組織参加促進条例について、提案理由を説明 します。

提案理由の説明として、町民の自治組織への参加促進を図り、必要な事項を定めるため、当該 条例を制定する必要が生じたものでございます。議員諸兄におきましては、多数の方が賛同議員 でございますので、多くを語る必要はないのかもしれません。しかしながら、委員会付託の必要 が生じましたので、経緯と概要を改めて申し上げます。

本条例は議員発議によるものですが、そもそもは平成28年2月に須恵町の地域を代表する区 長の皆様と議会議員との懇談会に始まり、その後、引き続き議論を重ねる中、本年2月に方向性 が示されたものです。それを踏まえ、さらに議員の検討委員会において、討議を交わした結果、 提出に至ったものでございます。検討委員は正・副議長、松山議員と私の両常任委員長、総務建 設産業委員会より田原議員、文教厚生委員会より猪谷議員の6名でございました。

内容の説明については、お手元の資料をごらんください。冒頭に前文を置き、本条例の背景と 精神をうたっております。

第1条は本条例の目的。第2条は用語の定義。第3条は本条例の基本理念。第4条は本条例に おける町民の役割を努力規定としています。第5条は同じく自治組織の役割。第6条は事業者の 役割。第7条は住宅関連事業者の役割。第8条は議会の責務ですが、議員は公選されており、町 民全体の利益を考慮する立場から、自治組織云々とせずに、「地域」との文言を採用しておりま す。第9条は町の責務です。第4項を除き、努力規定とせず、業務として行うことを定めていま す。

ここまでが条例の本体部分です。念のため申し上げますが、本条例は、ただいま説明のとおり、 町民に対して組合加入を強制したり、新たに義務を課すものでないことはもとよりでございます。 御承知のほど願います。

附則として、1、この条例は公布の日から施行する。

- 2、この条例は住民自治において最も尊重すべき条例であり、町民、議会及び町は法令の範囲 内において、この条例の趣旨を最大限に尊重する。
- 3、この条例により、その権限に属させられた事項を調査、審議するため、自治組織参加促進 協議会を置くとしております。

御審議方、よろしくお願いします。

○議長(三角 良人) 提出議員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

児玉君。

〇議員(1番 児玉 求) 須恵町自治組織参加促進条例の制定についてお尋ねいたします。

須恵町民憲章、お互いに手をとり合い、住みよい町をつくりますという理念があります。第3条の2項、町民相互の協力と支え合いの精神を基調とし、町民の自主性、自発性を尊重すること。これは先ほど田ノ上委員長も言われましたけど、強制をするものではないというふうに言われていますので、そのように考えております。

第5条3項、自治組織はその活動に関する情報を町民に提供するよう努力するものとあります。 また、町の責務に、第9条町民の自発的な自治組織への加入及び主体的な活動の促進のために必 要な支援を行うと。第9条第3項自治組織の理解と関心を深めるための広報及び啓発活動を積極 的に行うものとありますが、これは現在、組合に未加入のところに町広報を全戸配付すると、そ のように捉えてよろしいわけでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(三角 良人) 田ノ上君。
- ○議員(6番 田ノ上 真) 児玉議員の質疑でございますが、何とお答えしようかと思いますが、これ、自治組織参加促進条例を私は提案しておるものでございまして、児玉議員の、この前、一般質問で問いかけておられました広報を配付するということに矮小化したような条例ではございませんので、そういったところも含めて、今後、協議会で話し合うことはあるかもしれませんが、今回はそれを目的としたものではございません。もっと幅広く考えていただいて結構でございます。
- 〇議長(三角 良人) 児玉君。
- ○議員(1番 児玉 求) 町の責務とあります、再度言いますけど、第9条町民の自発的な自治組織への加入及び主体的な活動の促進のために必要な支援を行うと。これは具体的にどういうことを指すのか、まず1点。

それと、3項の自治組織の理解と関心を深めるための広報及び啓発活動を積極的に行うものと するとありますけど、これは具体的にどういうことをするのか。これをちょっとお尋ねしたい。

- 〇議長(三角 良人) 田ノ上君。
- ○議員(6番 田ノ上 真) 本条例は、例えば、この前、児玉さんが一般質問とかでなされました町政のことに関して、町報に書いてある。これを読ませたりとかいった部分は、須恵町のホームページにしっかりと掲載されておりますし、町報自体もホームページで閲覧できるものでございます。そういった意味では、全戸配付は既に電子的にはなされているわけでございます。だから、そういった部分は置いておきまして、今回の条例に関しましては、今、具体的とおっしゃるわけですが、そういう具体的な部分というのは、この条例において規定するわけではございません。この条例は包括的に制定をするものでございまして、自治組織参加促進でございますから、町民がどうやって自治組織に参加して、よりよい須恵町をつくっていくかということを求めた条例でございます。一つ一つの個別具体的なところは、協議会を持ちますので、そういったところでしっかりと議論をして、また実施につなげていくべきものと思っております。よおございますでしょうか。
- ○議長(三角 良人) 児玉議員、最後の質問になります。
- ○議員(1番 児玉 求) 具体的にというふうに、なかなか回答がないんですが、理念の中で町民憲章、お互いに手をとり合い、住みよい町をつくりますとうたわれているわけですよ。これ、一般質問でも言いましたけど、私はこの自治組織に関して、これは賛成の方向でありますが、要するに、具体的にどうするかと。だから、組合に入っている方のところには届けよると。しかし……。
- **〇議長(三角 良人)** いや、その話じゃないでしょうが。広報の話じゃないでしょうが。

- ○議員(1番 児玉 求) いや、広報も一環になるんじゃないですか。
- **○議長(三角 良人)** それは、違うでしょうが、あなた。今、聞きました。協議会があるから、個々のことはそちらで検討するって言ったでしょう、答弁で。聞いていました、あなた。
- ○議員(1番 児玉 求) ええ、もちろん聞いていますよ。

だから、具体的な問題として、いかに入ってもらうことを前提にするわけだけど、入ってもらうための前段階の、広報が届いていない、それをじゃあネットで見れるとか、そういう話をされると。もっと具体的に、これの条例が決まって、区長なり首長さんが新しいところ、新居のところに組合加入で行かれると、そういうときの一つの参考資料と、こういう条例がありますよということで、ぜひ入ってくださいというふうに行かれると。それがもちろん前提条件になるわけですけど、その前に、やはりここにあるように、お互いに手をとり合いっていう文言をしておるんであれば、それは組合入っている人、もしくは入っていないにしろ、広報を届けるっちゅうのは、まずそこからが最初だと。

以上です。

- ○議長(三角 良人) 先ほど、提出議員の説明にあったとおり、ここに最後の自治組織参加促進協議会を置くから、具体的にはその辺で協議してから進めますという話だったでしょう。それ、あなた理解できます。
- 〇議員(1番 児玉 求) いやいや。
- **〇議長(三角 良人)** それ理解させなでしょうも。いやいやじゃなくて……。
- ○議員(1番 児玉 求) それを念を押しとるんです。
- ○議長(三角 良人) それでいいですよ。そうですね。

これで質疑を終結します。よって、発議第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号を総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。休憩に入ります。

午前10時47分休憩

.....

午前10時55分再開

〇議長(三角 良人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 発議第1号

○議長(三角 良人) 日程第10、発議第1号須恵町自治組織参加促進条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 先ほど付託を受けました、総務建設産業委員会の報告をさせていただきます。

発議第1号須恵町自治組織参加促進条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

町民の自治組織への参加促進を図り、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたため提案するものでございます。

少子高齢化の進行や、人々の価値観や生活体系の多様化などにより、自治組織への加入及び活動への参加は減少傾向が続いており……。

ちょっと済みません、最初から言い直させていただきます。 (笑声) 急な付託でございました ので、はい。

町民の自治組織への参加促進を図り、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたため提案するものでございます。

少子高齢化の進行や、人々の価値観や生活形態の多様化などにより、自治組織への加入及び活動への参加は減少傾向が続いており、地域の人間関係の希薄化が危惧される状況となっている。 人と人のつながりやきずな、助け合いの大切さ、地域の重要性が再認識されている今日、その中核となる自治組織の活性化は取り組むべき喫緊の課題であることから、行政区、役場、議会の協議を重ね、第1条目的、第2条定義、第3条基本理念、第4条町民の役割、第5条自治組織への役割、第6条事業者への役割、第7条住宅関連事業者への役割、第8条議会の責務等、第9条町の責務等を条例に定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項この条例は公布の日から施行する。第2項この条例は住民自治に おいて最も尊重すべき条例であり、町民、議会及び町は法令の範囲内において、この条例の主旨 を最大限に尊重する。第3項この条例によりその権限に属された事項を調査審議するため、須恵 町自治組織参加促進協議会を置く。

以上、審査の結果、全員賛成で可決でございます。

以上でございます。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

- ○議員(1番 児玉 求) 私は、反対ではありません。
- ○議長(三角 良人) 討論ですよ。質疑ではありませんよ。
- 〇議員(1番 児玉 求) この条例に……。
- **〇議長(三角 良人)** ちょっと待って。討論だから反対かどうかです、まず。反対討論からです。 討論じゃありませんから却下します。

ちょっと待てやない、却下します。討論じゃないから却下します。

討論なしと認めます。よって、発議第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、発議第1号を委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(三角 良人) 起立多数であります。よって、発議第1号須恵町自治組織参加促進条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 発議第2号

○議長(三角 良人) 日程第11、発議第2号道路整備に必要な予算確保に関する意見書についてを議題とします。

本案は議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、発議第2号道路整備に必要な予算確保に 関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第12. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(三角 良人) 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会より、議会運営及び会議システム導入について。文教厚生委員会より、図書館業務について。総務建設産業委員会より、循環型のまちづくりについて。以上、

各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13. 議員の派遣について

○議長(三角 良人) 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、 会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありま せんか。

[「異議なし」の声あり]

- ○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。
- ○議長(三角 良人) 以上で、本日の議事日程は全て終了しましたが、ここで、12月21日を もって退任されます百田清二監査委員、12月31日をもって退任されます平松副町長に、退任 の御挨拶をお願いしたいと思います。

前のほうにお願いします。

まず、百田監査委員お願いします。

〇監査委員(百田 清二) 退任の御挨拶の機会をいただいてありがとうございます。

今月21日をもって任期満了、退任いたします。これも監査事務局の職員の皆様のおかげで、 職員の皆様にも感謝申し上げます。

近隣市町では、たびたび住民監査が追及されておりますが、須恵町は私の知るところ1回もありません。これも、町長を初め職員の方々の日ごろの適正な職務の遂行がなされていると評価できます。これからも町民のために職務を邁進してほしいと思います。

それから、次期代表監査に選任されました、吉松辰美様にも私同様、以上に御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、須恵町のますますの発展と町民皆様の御健康、御多幸を心から祈念申し上 げ、退任の挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)

- ○議長(三角 良人) 次に、平松副町長お願いします。
- **○副町長(平松 秀一)** 挨拶の機会を賜りまして本当にありがとうございます。

昭和52年4月1日に、須恵町役場水道課臨時職員として採用されて40年余、本当に多くの町民の方々、そして役場の諸先輩方、そして歴代の議員さん方にかわいがられながら、40年間大過なく過ごせました。本当にありがとうございました。

特に、中嶋町長に対しましては、私にとっては本当に兄のような存在であり、また本当にこう、 先輩としていつもかわいがってもらいながら、上司としてたまには優しく、たまには厳しく接し ていただいた44年間でした。人格的にも中嶋町長を見習いながら、常に切磋琢磨しながら、皆 さんとともに肩を並べたいと思った40年間でした。本当に幸せな40年間を過ごさせていただ きました。本当にありがとうございます。

この町は、原田 昇町長、そして田原利信町長、吉松昭幸町長、そして現職の中嶋町長。本当にすばらしい政治手腕の中で大きな波をかぶったときも、的確な判断で、すばらしい行政手腕のもと、この町を守っていただきました。その中で、たくさんの施策、あるいはソフト事業、いまだにさびることなく光輝いております。この町というのは、新しいことに突飛に取り組むよりも、今現在続いていることの流れを継続していくことによって、この町は本当に安定したいい町になるんだろうなと思っております。

しかしながら、昨今の状況を考えますと、やはり伝統はしっかり守りながらも、改革すべきと きには改革する。万古不易ではなくて、万古普遍の心を持って柔軟に対応する必要が出てきてい るのではないかと思っております。

先の当初本会議のときに、松山委員長の質問に対して中嶋町長が今期限りで退任されるということを発表されました。実は私事ではございますけども、ことしの春先ぐらいから、特に夏にかけて、地元上須恵の区長さんを初め、多くの諸先輩方から、もし中嶋裕史町長が勇退されるんであったら、お前が次を引き継ぎなさいということで、再三にわたって話をいただきました。私自身としては非常に悩みに悩んだことが何度もありました。その中で、先に申しましたように、町長が退任をされる。その町長から、今まで培ってきたこの町の伝統、流れを絶やしたらだめだと、なおかつ、これからは変革の時期も来る。お前に託したいという力強い言葉をいただきまして、来年の4月22日の町長選挙に立候補する決心を固めました。これからしばらく、本当に皆さんに御迷惑かけると思いますけども、粉骨砕身頑張ってまいりますので、どうか支援賜りますようにお願い申し上げ、そして、併せましてこの須恵町がますます発展しますことを、本議会がます

ます発展しますことを御祈念申し上げまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。 本当に長い間、ありがとうございました。(拍手)

○議長(三角 良人) 以上で、12月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。 会議を閉じます。平成29年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時10分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 5 番 三角 栄重

署名議員 6 番 田 ノ 上 真